

平成29年

# 双葉町議会会議録

第1回定例会

3月10日開会～3月17日閉会

双葉町議会

## 平成29年第1回双葉町議会定例会会議録目次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 日 (3月10日)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 議事日程                        | 3  |
| 出席議員                        | 5  |
| 欠席議員                        | 5  |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 5  |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名           | 5  |
| 開 会                         | 6  |
| 開 議                         | 6  |
| 議事日程の報告                     | 6  |
| 会議録署名議員の指名                  | 6  |
| 会期の決定                       | 6  |
| 諸般の報告                       | 6  |
| 行政報告                        | 6  |
| 議案第4号から議案第33号までの一括上程        | 8  |
| 議案第4号から議案第33号までの提案理由の説明     | 9  |
| 町長施政方針                      | 13 |
| 請願の委員会付託                    | 17 |
| 散 会                         | 17 |

### 第 5 日 (3月14日)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 議事日程                        | 19 |
| 出席議員                        | 20 |
| 欠席議員                        | 20 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 20 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名           | 20 |
| 開 議                         | 21 |
| 議事日程の報告                     | 21 |

|                |     |
|----------------|-----|
| 一般質問 .....     | 2 1 |
| 3番 羽山君子君 ..... | 2 1 |
| 5番 菅野博紀君 ..... | 2 8 |
| 4番 高萩文孝君 ..... | 4 3 |
| 発言の取り消し .....  | 4 4 |
| 2番 石田翼君 .....  | 5 0 |
| 散    会 .....   | 5 2 |

第 8 日 （3月17日）

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 議事日程 .....                        | 5 5 |
| 出席議員 .....                        | 5 7 |
| 欠席議員 .....                        | 5 7 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 5 7 |
| 職務のため議場に参加した者の職氏名 .....           | 5 7 |
| 開    議 .....                      | 5 8 |
| 議事日程の報告 .....                     | 5 8 |
| 議案第4号の質疑、討論、採決 .....              | 5 8 |
| 議案第5号の質疑、討論、採決 .....              | 5 8 |
| 議案第6号の質疑、討論、採決 .....              | 5 9 |
| 議案第7号の質疑、討論、採決 .....              | 5 9 |
| 議案第8号の質疑、討論、採決 .....              | 6 0 |
| 議案第9号の質疑、討論、採決 .....              | 6 1 |
| 議案第10号の質疑、討論、採決 .....             | 6 1 |
| 議案第11号の質疑、討論、採決 .....             | 6 2 |
| 議案第12号の質疑、討論、採決 .....             | 6 2 |
| 議案第13号の質疑、討論、採決 .....             | 6 3 |
| 議案第14号の質疑、討論、採決 .....             | 6 3 |
| 議案第15号の質疑、討論、採決 .....             | 6 4 |
| 議案第16号の質疑、討論、採決 .....             | 6 4 |
| 議案第17号の質疑、討論、採決 .....             | 6 5 |
| 議案第18号の質疑、討論、採決 .....             | 6 5 |
| 議案第19号の質疑、討論、採決 .....             | 6 6 |
| 議案第20号の質疑、討論、採決 .....             | 6 7 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 議案第 2 1 号の質疑、討論、採決 .....       | 6 7 |
| 議案第 2 2 号の質疑、討論、採決 .....       | 6 8 |
| 議案第 2 3 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 0 |
| 議案第 2 4 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 1 |
| 議案第 2 5 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 2 |
| 議案第 2 6 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 3 |
| 議案第 2 7 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 4 |
| 議案第 2 8 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 7 |
| 議案第 2 9 号の質疑、討論、採決 .....       | 7 9 |
| 議案第 3 0 号の質疑、討論、採決 .....       | 8 0 |
| 議案第 3 1 号の質疑、討論、採決 .....       | 8 1 |
| 議案第 3 2 号の質疑、討論、採決 .....       | 8 2 |
| 議案第 3 3 号の質疑、討論、採決 .....       | 8 4 |
| 請願第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決 .....    | 8 5 |
| 議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... | 8 6 |
| 議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... | 8 7 |
| 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....   | 8 8 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について .....   | 9 0 |
| 議員派遣の件 .....                   | 9 0 |
| 閉 会 .....                      | 9 0 |

29 双葉町告示第2号

平成29年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月17日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成29年3月10日（金）  
午前11時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君  
3番 羽山君子君  
5番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

2番 石田翼君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 平成29年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月10日（金曜日）午前11時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第 4号 専決処分の承認について  
専決第 1号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第 5号 平成29年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第 6号 双葉町福島再生加速化交付金基金条例の制定について
- 日程第8 議案第 7号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 8号 双葉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 双葉町公共用施設維持基金条例の廃止について
- 日程第20 議案第19号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の廃止について
- 日程第21 議案第20号 双葉町駅西地区整備基金条例の廃止について
- 日程第22 議案第21号 双葉町町道山田郡山線整備基金条例の廃止について



- 日程第23 議案第22号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第23号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第25号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成29年度双葉町一般会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成29年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 平成29年度施政方針
- 日程第36 請願の委員会付託
- 散 会

○出席議員（8名）

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君   |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君  |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君  |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|  |        |
|--|--------|
| 町長                                     | 伊澤史朗君  |
| 副町長                                    | 金田勇君   |
| 教育長                                    | 半谷淳君   |
| 総括参事                                   | 武内裕美君  |
| 秘書広報課長                                 | 板倉幸美君  |
| 総務課長                                   | 舶来丈夫君  |
| 復興推進課長                                 | 平岩邦弘君  |
| 戸籍税務課長                                 | 井戸川陽一君 |
| 産業課長兼<br>農業委員兼<br>農事局長<br>コミュニティセンター所長 | 志賀睦君   |
| 建設課長                                   | 猪狩浩君   |
| 住民生活課長                                 | 松本信英君  |
| 健康福祉課長兼<br>青年婦人会館長                     | 橋本仁君   |
| 生活支援課長                                 | 志賀公夫君  |
| 会計管理者                                  | 山本一弥君  |
| 教育総務課長兼<br>総務係長<br>学校教育係長              | 高橋秀行君  |
| 代表監査委員                                 | 五十嵐一雄君 |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記   | 高橋春枝 |

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、菅野博紀君、6番、清川泰弘君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月17日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの8日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成29年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

現在、双葉町立ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校に在籍する園児・児童生徒の数は42名となりました。ICT教育などの学習教育を整え、英語教育の充実や双葉町の歴史・文化・伝統の継承への取り組みなど、少人数を活かした特色ある学校づくりを実践しております。

12月21日、東京電力ホールディングス株式会社から8月24日に提出された「福島第一原子力発電所における廃棄物関連設備及び施設の新・増設計画に係る事前了解願い」に対して、福島県原子力発電所安全確保技術検討会での検討結果等を踏まえ、「廃炉措置の実施については、トラブルの発生がないよう万全を期すこと」などの条件を付して、事前了解の通知を行いました。

1月3日、いわき市において、「平成29年双葉町成人式」を挙行いたしました。震災当時中学2年生だった新成人の皆さん58人が出席されました。代表者による「誓いの言葉」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、成人者としての決意やふるさと双葉町の復興に向けた思いが述べられ、心を打たれました。また、成人式終了後、賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の皆様に出席いただき、町の復興についてのご意見をいただきました。

1月4日、いわき事務所において、東京電力ホールディングス株式会社廣瀬代表執行役社長に、「福島第一原子力発電所の廃炉と原子力損害賠償の完全実施に関する要求」を行いました。要求書では、早期かつ着実な廃炉の実施のほか、町の復興関係で、東京電力福島復興本社の双葉町への移転や技術者研修拠点などの形成、また原子力損害賠償関係として、被害実態に即した賠償の実施、農林業者などに対する営業損害賠償の迅速かつ確実な実施、町有財産に係る損害賠償方針を年内中に示すことなど強く要求いたしました。

1月7日、8日の両日、「夢ふたば人」の主催による「双葉町ダルマ市」が、いわき南台応急仮設住宅イベント広場で開催されました。恒例の神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、「双葉町民俗芸能発表会」、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の「第27回双葉町芸能発表会」が行われました。「双葉町民俗芸能発表会」には4団体、「第27回双葉町芸能発表会」には5団体が出演し、日ごろの活動の成果を発表し、来場者から多くの拍手が送られていました。両日ともに好天に恵まれ、会場には、県内外の避難先から訪れた町民の方々や、地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。

1月10日、昨年8月の「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（政府方針）」を踏まえ、町の意向を最大限尊重した特定復興拠点整備計画の認定と、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取り組

みの継続に関する要望を、双葉・大熊両町合同で復興庁、環境省、経済産業省に行いました。特に、第二次計画に記載した帰還環境整備の考え方を踏まえ、必要な予算の継続的な確保を求めながら、原子力政策を推進してきた国としての責任のもとで、早期の帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向け、国、県と特定復興拠点整備計画の協議を行っていく考えであります。

原子力損害賠償についてであります。現在未請求者に対する周知に取り組んでおりますが、仮払金から本賠償請求を行っていない方の人数は、本年1月末現在45人で、昨年7月末と比較して3人減少しました。引き続き、請求手続で課題を抱えている方や未請求者に対する支援に取り組んでまいります。

復興公営住宅の関係であります。第5期募集までの町民の入居決定状況は、本年1月末現在288戸、459人、このうちいわき市勿来酒井団地が90戸、144人となっております。

また、勿来酒井団地の基盤整備工事の工事進捗率は、1月末現在で82%となっております。引き続き、復興公営住宅の早期整備を県に強く求めていくとともに、県とも連携して入居促進に取り組んでまいります。

町の復興に向けた取り組みについてであります。「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念とする「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を12月20日に策定いたしました。今後は、第二次計画で掲げた「町の再興」、「生活再建」、「町民のきずな・結びつき」の3つの基本目標のもとで、双葉町の復興の具現化に向けて全力で取り組んでまいります。

まずは、町の復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点の都市計画決定に向けて、2月18、19日にいわき市と郡山市で説明会を開催いたしました。さらに、2月22日から3月8日に実施した都市計画図書の縦覧を経て、昨日、町都市計画審議会を開催いたしました。

今後は、今月22日に開催予定の町復興整備協議会を経て、今月中に町として都市計画決定をしていく考えであります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決処分承認が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が11件、条例の廃止が4件、平成28年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算案が5件、平成29年度一般会計予算及び特別会計予算案が7件、合わせて30件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第4号から議案第33号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第4号から日程第34、議案第33号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第33号までを一括上程いたします。

---

◎議案第4号から議案第33号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第4号から議案第33号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第4号 専決第1号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。前委員の石田翼氏の双葉町議会議員一般選挙の候補者の届け出により欠員が生じたため、地方税法第423条第4項の規定により、その補欠委員として森容昭氏を選任しましたので、地方自治法第179条第3項及び地方税法第423条第5項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案第5号 平成29年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定であります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るため、制定するものです。

議案第6号 双葉町福島再生加速化交付金基金条例の制定についてであります。福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱に基づき交付される交付金を、福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備交付金事業等の財源として積み立てるため、制定するものです。

議案第7号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び新たな個人番号利用事務の追加に伴い、所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第8号 双葉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正後の同法の内容と整合するよう所要の規定の整備を行うため、改正をするものです。

議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間制度等を導入するため、改正をするものです。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、改正をするものです。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法第25条第4項の規定に基づき、改正をするものです。

議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。災害応援派遣職員の派

遣形態にかかわらず、当該職員に対する帰省旅費を確保し、メンタル面でのケアを充実させる必要があることから、所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第13号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の改正に伴い、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するため、改正するものです。

議案第14号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。地方税法等の改正により、軽自動車税のグリーン化特例の延長、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更、法人税割の税率引き下げの時期の変更等の措置が講じられたことから、所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第15号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。これは児童扶養手当法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、改正するものです。

議案第16号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてであります。満100歳になられた方への特別敬老祝金を引き上げるため、改正するものです。

議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を1年間延長し、被保険者の負担軽減を図るため、改正するものです。

議案第18号 双葉町公共用施設維持基金条例の廃止についてであります。本基金は、設置当時、国から交付されていた電源立地地域促進対策交付金を原資として、公共用施設の維持補修に要する財源を確保するため、積み立て、運用を図ってまいりました。福島第一原子力発電所の廃炉に伴い、電源立地地域対策交付金が交付されないこととなったため、条例を廃止するものです。

議案第19号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の廃止についてであります。本基金は、公共用施設の事業運営等に要する財源を確保するため、国から交付されていた電源立地地域対策交付金を原資として、積み立て、運用を図ってまいりましたが、福島第一原子力発電所の廃炉に伴い、電源立地地域対策交付金が交付されないこととなったため、条例を廃止するものです。

議案第20号 双葉町駅西地区整備基金条例の廃止についてであります。本基金は、駅西地区の整備に要する財源を確保するため、国から交付されていた電源立地地域対策交付金を原資として、積み立て、運用を図ってまいりました。福島第一原子力発電所の廃炉に伴い、電源立地地域対策交付金が交付されないこととなったため、条例を廃止するものです。

議案第21号 双葉町町道山田郡山線整備基金条例の廃止についてであります。本基金は、町道山田郡山線の整備に要する財源を確保するため、国から交付されていた電源立地地域対策交付金を原資として、積み立て、運用を図ってまいりました。福島第一原子力発電所の廃炉に伴い、電源立地地域対策交付金が交付されないこととなったため、条例を廃止するものです。

議案第22号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それ

ぞれ1億4,122万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を111億409万3,000円とするものです。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、町民税個人分の増額等により3,025万6,000円を追加いたしました。地方交付税は、特別交付税のうち震災復興特別交付税分として1億9,554万5,000円を追加いたしました。国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定等により、国庫支出金が6,305万5,000円、県支出金が3,228万1,000円を減額いたしました。繰入金は、中間貯蔵に関する地権者支援事業給付金の財源として、中間貯蔵施設立地地域振興交付金基金繰入金を追加したほか、中間貯蔵整備等影響緩和交付金基金繰入金等の減額により、合わせて2億9,354万5,000円を減額いたしました。諸収入は、平成23年度たばこ税、入湯税の税収減分の原子力損害賠償金など3,613万8,000円を追加いたしました。

次に、歳出について申し上げますが、事業費の確定等により、多くの科目で減額補正となっております。増額補正となるものを主に申し上げます。

衛生費は、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金の増額等により、1億8,393万7,000円を追加いたしました。諸支出金は、今後の公共施設の整備や維持補修費の財源として、公共施設整備基金積立金に3,618万4,000円を追加したほか、復旧復興事業の財源として、東日本大震災復興基金積立金等を追加し、合わせて3億7,881万1,000円を追加いたしました。また、繰越明許費6事業6億9,536万3,000円を追加いたしました。

議案第23号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,711万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,615万2,000円とするものです。

歳入は、療養給付費交付金が療養給付費等負担金の減により1,110万2,000円の減額、共同事業交付金は保険財政共同安定化事業交付金などの減により411万6,000円減額いたしました。

歳出は、保険給付費が一般被保険者療養給付費などの減により1,071万8,000円の減額、後期高齢者支援金等が1,360万円の減額、共同事業拠出金が保険財政共同安定化事業拠出金等の減により575万4,000円の減額、保健事業費が特定健康診査等事業費の減により179万2,000円減額いたしました。

議案第24号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,833万9,000円とするものです。

歳入は、原子力損害賠償金の額確定等により、一般会計からの繰入金を58万2,000円追加し、諸収入の雑入を56万2,000円減額いたしました。

歳出は、職員共済組合負担金の増により、公共下水道事業費の下水道総務費に2万円を追加いたしました。また、繰越明許費として公共下水道事業計画策定事業206万円を計上いたしました。

議案第25号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,666万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億732万6,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金が介護給付費負担金の増額、災害臨時特例補助金の減額など、合わせて1,057万



4,000円を減額いたしました。支払基金交付金は466万7,000円の追加、県支出金は介護給付費負担金などの減により639万3,000円の減額、繰入金は介護給付費分などの一般会計からの繰入金436万8,000円を減額いたしました。

歳出は、保険給付費が介護サービス等諸費や特定入所者介護サービス等費の減などにより3,734万7,000円の減額、基金積立金は介護給付費準備基金に積立金4,000万円の追加、諸支出金は事業費の確定により、国・県等の返還金2,102万7,000円を減額いたしました。

議案第26号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ524万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,211万7,000円とするものです。

歳入は、繰入金が一般会計からの保険基盤安定繰入金の減により33万6,000円減額、諸収入の雑入は過年度分市町村負担金返還金の増により557万8,000円追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金33万6,000円を減額いたしました。

議案第27号 平成29年度双葉町一般会計予算についてであります、歳入歳出予算の総額は112億円で、前年度比6億5,000万円、6.2%の増といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、町民税の法人分、固定資産税の減額を見込んだため、昨年度比1,723万9,000円減の9億594万3,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比5億4,244万4,000円増の14億8,515万3,000円となります。

国庫支出金は、国庫補助金のうち、中野地区復興産業拠点整備事業費の財源として、福島再生加速化交付金増額等を見込んだため、前年度比11億5,248万6,000円増の27億9,677万7,000円となります。

県支出金は、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金の減額により、前年度比17億130万7,000円減の14億2,140万5,000円となります。

繰入金は、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金などからの繰入金42億7,179万3,000円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比77万1,000円減の6,056万5,000円となります。

総務費は、中野地区復興産業拠点整備事業費や復興まちづくり実施計画等策定事業、企業誘致推進事業、産業交流センター基本構想策定事業等の町の復興に向けた取り組みを推進するため、前年度比19億687万3,000円増の31億4,150万9,000円を計上しております。

民生費は、町内の防犯防災事業費や生活サポート補助金、次世代支援補助金等を計上し、前年度比3,478万1,000円減の25億1,953万9,000円となります。

衛生費は、前年度比7億1,041万8,000円増の25億1,403万8,000円で、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金や双葉地方水道企業団への資本的事業負担金、共同墓地整備事業費等を計上しており

ます。

農林水産業費は、イノシシ等有害鳥獣捕獲事業費等を計上し、前年度比313万5,000円減の8,291万8,000円となります。

商工費は、双葉町商工会や観光協会への補助金等を計上し、前年度比340万円減の6,238万円となります。

土木費は、町道中田観音堂線や山田郡山線、双葉インターチェンジの整備事業費のほか、復興拠点等の道路検討事業費など前年度比3億7,109万8,000円減の9億1,765万1,000円を計上しております。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合への負担金等を計上し、前年度比5,246万6,000円減の1億6,291万1,000円となります。

教育費は、前年度比3,595万円増の3億6,237万9,000円となります。教育総務費には幼稚園就園奨励費補助金や生徒海外派遣事業補助金、仮設校舎敷地造成事業費等を計上し、社会教育費には集まれふたばっ子事業費や歴史民俗資料館収蔵資料管理事業費等を計上しております。

災害復旧費は、町道新山鴻草線の道路復旧事業費等を計上し、前年度比1,123万2,000円増の5,830万4,000円となります。

公債費は、前年度比293万8,000円増の2億3,117万4,000円となります。

諸支出金は、前年度比14億6,359万1,000円減の10億5,226万4,000円で、特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金などへの積み立てを行ってまいります。

予備費は、前年度比1,652万7,000円減の3,435万8,000円となります。

議案第28号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は15億7,833万8,000円で、前年度比5,864万7,000円、3.6%の減といたしました。

議案第29号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計についてであります。歳入歳出予算の総額は463万2,000円で、前年度比30万6,000円、6.2%の減といたしました。

議案第30号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計についてであります。歳入歳出予算の総額は2億6,092万円で、前年度比4,537万9,000円、14.8%の減といたしました。

議案第31号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は216万4,000円で、前年同額といたしました。

議案第32号 平成29年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億4,033万7,000円で、前年度比3,906万3,000円、3.9%の増といたしました。

議案第33号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は7,128万6,000円で、前年度比289万4,000円、3.9%の減といたしました。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第35、平成29年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成29年第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、平成29年度の町政運営に対する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず冒頭、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から、あす3月11日で丸6年となります。改めて犠牲になられた皆様方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今もなお、厳しい避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を送られている町民の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

さて本日は、2期目の町政運営を担うスタートの日であり、改めて今後4年間、全身全霊を傾注して町の復旧・復興に取り組みますので、議員各位のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

さらに、本議会は、私の2期目の最初の定例会であり、かつ平成29年度の予算を審議していただくこととなります。

1期目の4年間を振り返りますと、まず、町内の旧警戒区域から帰還困難区域、避難指示解除準備区域への再編、さらに、役場本体機能を埼玉県加須市から福島県いわき市への移転、双葉町立幼稚園、小中学校の再開をいたしました。手つかずであった除染については、公共施設等のモデル除染や拠点除染、そして避難指示解除準備区域の本格除染が実施され、引き続き帰還困難区域において駅西地区約40ヘクタールを復興拠点の一部とする先行的な除染が実施されております。一歩ずつではありますが、着実に復旧、復興に向けて歩んでまいりました。

さらに、町と町民並びに町民同士のきずなの維持、発展を図るためのコミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行、タブレット端末の各世帯への配付、敬老会の再開や今月末に発行する震災記録誌の編集など、結びつきを維持、発展するための諸施策を講じてまいりました。

2期目は、昨年12月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念とし、「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」を基本目標として、町の復興に係る取り組みを加速させ、真の復興、帰還への環境整備を段階的に進めてまいりたいと考えております。

まずは、中野地区復興産業拠点を「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」として町の都市計画に都市施設として位置づけ、町への人の流れを創出したいと考えており、町の復興の足がかりとなる産業の再興に資する企業誘致や廃炉関係の研究施設、人材育成の研修施設の立地を目指した「復興産業拠点」として整備を進めてまいります。現在は、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」としての都市計画決定に向け、住民及び利害関係者を対象とした説明会、都市計画案の縦覧を経て、昨日、町都市計画審議会の決定を受けたところであります。今後、復興整備協議会の審議を経て決定され、都市計画事業としての認可を経て、事業に着手することとなります。一日も早い町の復興に向け、その

先駆けとなる中野地区復興産業拠点の早期整備に、町として全力で取り組んでまいります。

そして、復興の基本は除染であります。昨年8月に政府から示された「帰還困難区域の取り扱いに関する考え方（政府方針）」を受け、双葉町としても帰還困難区域内の面的除染を初めとする新たな枠組みによる事業に早期着手するため、特定復興拠点制度の早期具体化と、町の意向を最大限尊重した特定復興拠点整備計画の認定を国に強く要望したところであります。

双葉町にとって、中間貯蔵施設の受け入れは熟慮を重ねた末の苦渋の判断であり、受け入れた町の復興が置き去りにされることはあり得ません。国の責任において復興、そして帰還できる環境整備を進めるよう必要財源の長期確保を含め、機会あるごとに強く要求してまいります。

次に中間貯蔵施設について申し上げます。

環境省が発表した本年2月末時点における用地の状況を申し上げますと、全体面積1,600ヘクタールのうち、調査確認承諾済みが約1,110ヘクタール、物件調査済みが約1,070ヘクタール、契約済みが約336ヘクタールとなり、面積全体に対する割合が、約21%になっております。地権者の皆様の一定の理解が進んでいるものと考えております。中間貯蔵施設は双葉町ひいては福島県全体の復興を進める上で、必要な施設でもありますので、今後も環境省には丁寧な説明と地権者の気持ちに寄り添った交渉を進めるよう求めてまいります。

また、中間貯蔵施設への輸送量の増大に伴い、輸送車両も大幅にふえることから、道路整備を初め施設及び輸送の安全対策に十分に配慮し、事故防止等に万全を期すよう、強く要求してまいります。

また、廃炉の取り組みについてであります。東京電力は、原子炉格納容器内に調査用ロボットを投入するなど、徐々に内部の様子が判明しておりますが、まだまだ明らかになっていない部分が多く、廃炉作業においても国と東京電力に対しては、安全確保の徹底と廃炉措置の着実な履行を強く求めてまいります。

次に長期化する避難生活にあって町民の皆様が最も必要な支援措置である医療費一部負担等の免除、高速道路通行料金の無料措置についてであります。議会の皆様と連携のもと、国への要望活動を積極的に行った結果、次年度も免除、無料措置の1年延長が決まったところであります。今後も支援措置を継続するよう要望活動を行ってまいりたいと考えております。

ここで平成29年度に、重点的に取り組む施策について申し上げます。

双葉町復興まちづくり計画（第二次）の基本目標として「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」の3つを掲げました。基本目標を達成するためのそれぞれの重点施策を申し上げますと、まず「町の再興」として、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に掲げた施策の取り組みの具現化を図ってまいります。先ほど申し上げました中野地区復興産業拠点については、その整備に加え、中野地区に新たな産業、雇用を創出するため、企業立地にかかる調査、広報、研修、研究及び説明会を開催し、企業誘致を図ってまいります。また、就労者等のサポート施設となる産業交流センターについても隣接するアーカイブ拠点施設及び復興祈念公園との連携を踏まえ、基本構想を策定してまいりま

す。

また、新たな生活の場となる新市街地ゾーンとしているJR双葉駅西側地区についても除染が間もなく完了いたしますので、中野地区に引き続き具体的な整備計画の検討を進めてまいります。

さらに、公共土木施設の災害復旧を進めるのとあわせて復興インターチェンジの本格着工や町道及び下水道に係る全体計画・事業計画の策定など、復旧復興を加速化させ、具現化していく取り組みを行ってまいります。

新設する共同墓地については、平成29年度内に供用開始をするべく、整備を進めてまいります。

次に「生活再建」についてであります。2年目となる生活サポート補助金は、高齢者等の申請時の簡素化等、さらなる使い勝手の向上について、国と調整を図ってまいります。

また、居住家屋の損壊程度調査については、町民の皆様の住宅再建や税制上の優遇措置等と関連があることから、町民に対する広報や事務処理の迅速化を図ってまいります。

さらに、中間貯蔵施設に関して用地契約による生活再建の支援策のための給付金や相談窓口の開設を行い、地権者の不安や悩みの解消を図ってまいります。

町外における拠点の整備については、「双葉町町外拠点の中心」と位置づけているいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅が平成30年3月に入居開始予定となっておりますので、町としても引き続き整備主体の県と連携しながら医療施設、高齢者サポート施設、共同店舗などの併設施設を設ける等により、居住者の安全、安心の確保と利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

さらに、再開の準備を進めておりました高齢者の介護福祉施設であります。関係者の皆様のご努力により、介護予防認知症対応型共同生活介護施設「グループホームふたば」が郡山市安積町荒井地内に本年4月から、また、特別養護老人ホーム「せんだん」については、いわき市錦町地内に本年7月に開所を予定されており、高齢者福祉対策についても環境が整うこととなります。

「町民のきずな・結びつき」についてであります。避難生活の長期化、避難先の広域化により、町行政と町民、町民相互のきずなが薄れていくことが懸念されることから、円滑な行政情報伝達と町民相互のきずな・コミュニティの維持・発展を図るための諸施策を強く進めていく必要があります。

町と町民、町民同士のコミュニケーション不足を解消するため、新しいタブレット端末を更新、無償貸与し、円滑な行政情報の伝達と町民のきずな・コミュニケーションの維持・発展を図ってまいります。

また、避難先で町民同士のコミュニティの維持・発展ができるよう、引き続き復興支援員を配置するとともに、交流機会の創出に向けたイベントの企画や町民主体の復興の動きを加速化させるため、民間の担い手組織の組成に向けたコーディネートなどを実施してまいります。

さらには、町民のきずなの維持・発展に向けた取り組みとして、子供たちのきずなの維持、生涯学習事業の推進、スポーツの振興を図り、町民のコミュニティの維持に向けて引き続き取り組んでま

います。

以上、2期目の主な取り組みを述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会と町民の皆様との対話を重視するとともに、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を基本として双葉町の復興に向けて全力で取り組んでまいります。

また、この計画は、今後5年から10年をかけて中長期的に取り組む双葉町の復興まちづくりに関する総合計画となりますので、議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、平成29年度における施政の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） これで平成29年度施政方針を終わります。

---

#### ◎請願の委員会付託

○議長（佐々木清一君） 日程第36、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時45分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

# 平成29年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年3月14日（火曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽 山 君 子 君

5番 菅 野 博 紀 君

4番 高 萩 文 孝 君

2番 石 田 翼 君

散 会



○出席議員（8名）

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君   |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君  |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君  |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|  |        |
|--|--------|
| 町長                                     | 伊澤史朗君  |
| 副町長                                    | 金田勇君   |
| 教育長                                    | 半谷淳君   |
| 総括参事                                   | 武内裕美君  |
| 秘書広報課長                                 | 板倉幸美君  |
| 総務課長                                   | 舶来丈夫君  |
| 復興推進課長                                 | 平岩邦弘君  |
| 戸籍税務課長                                 | 井戸川陽一君 |
| 産業課長兼<br>農業委員兼<br>農事局長<br>コミュニティセンター所長 | 志賀睦君   |
| 建設課長                                   | 猪狩浩君   |
| 住民生活課長                                 | 松本信英君  |
| 健康福祉課長兼<br>青年婦人会館長                     | 橋本仁君   |
| 生活支援課長                                 | 志賀公夫君  |
| 会計管理者                                  | 山本一弥君  |
| 教育総務課長兼<br>総務係長<br>学校教育係長              | 高橋秀行君  |
| 代表監査委員                                 | 五十嵐一雄君 |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記   | 高橋春枝 |

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま佐々木議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、町長の所信について。町政2期目に当たり、これまでの4年間の総括と、新たな任期に向けて所信をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、町長の所信について。これまで4年間の総括と、新たな任期に向けた所信についてのおただしであります。本定例会の初日の施政方針の際に述べさせていただきましたので、重複する部分もあるかと思いますが、お答えいたします。

私は就任以来、町民重視の行政を心がけて町民のために何が行政としてできるのかを常に考え、全身全霊をもって行政運営に当たってきました。今後4年間も同様の考えで取り組んでいく所存であります。

昨年8月に政府から示された「帰還困難区域の取り扱いに関する考え方」を受け、町の意向に沿った特定復興拠点整備計画の認定を国には求めており、新たな枠組みの中での早期の復興を目指してまいります。国には、避難を強いられた自治体としての存続を保障してもらうことが大前提であり、帰還は当然のこと、さらにもとの双葉町の再生に至るまで、国の責任でとの思いがあります。それまでの間、ネットワークによって町民がつながっていること、町民と町行政との支え合いの構築、これに

より町として独自性・個性を維持していくことが最も必要であると考えております。この中で、特に重点的に実施しなければならない具体的な取り組みとしては、1つには町に帰還するまでの生活再建と町民のきずなの維持・形成であります。町民の皆さんのふるさとへの帰還の意思が時間の経過とともに、薄らいでいくことが最も懸念される場所でもあります。ふるさと双葉町を地方自治体として存続させることが町再興の原点であると考えており、町の再興は、町民の皆さんが帰還の意思を持ち続けていただくことにかかっていると申しても過言ではありません。

さらに、2つには、町の再興のためには、人材の育成、確保が重要でありますので、町立学校において特色ある教育ビジョンにより魅力ある教育環境を構築し、将来の双葉町を担う子供たちの育成を目指してまいります。

以上、2期目に当たっての所信を申し上げましたが、このためには、昨年12月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、町の再興、生活再建、町民のきずな・結びつきの基本目標の具現化を図り、帰還への環境整備を進めたいと考えており、今年度の実施策等については施政方針のとおりでありますので、お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今町長は、町民の早期の復興、早期の復興と言いますが、私たちはどういふことで避難して、一番やっぱり津波避難ではないわけですよ。そういったところで、やはり早期の復興というのは少し難しいのではないかと。

これはきのうだか、日曜日のNHKの討論でも、大学だとかの講師の方が長期にわたり、長期でお願いしたいということなのですけども、復興大臣は短期でお願いしますと、早期でお願いしますと。国もばらばら分かれておりますが、町民の皆さんは一番そういったところを期待していると思うのです、その間で。だから、そういうところをこれから町として一生懸命取り組んでいただいて、邁進してほしいと思っております。

それでは、2番に移ります。2番、復興まちづくり事業について。町の現状は、高線量による廃炉の難航、放射線による空気・土壌の環境汚染、中間貯蔵施設の設置など、このような現状の中で復興まちづくり事業が進められようとしているが、果たして町民が安全安心に暮らしていけるのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、復興まちづくり事業について。町の現状は高線量による廃炉の難航、放射線による空気・土壌の環境汚染、中間貯蔵施設の設置など、このような現状の中で復興まちづくり事業が進められようとしているが、果たして町民が安心安全に暮らしていけるのかとのおたしであります。町としても、安全かつ確実に廃炉作業が進むとともに、町内の放射線量が低減することなどにより、町民が安心安全に暮らせるようになることが、町の復興及び町への帰還を果たしていく上での大前提であると考えております。

こうした中、まず廃炉作業についてですが、政府が策定した「中長期ロードマップ」に沿いながら、研究開発や各種のプロジェクトが進められており、喫緊の課題であった汚染水対策に関しても、建屋への地下水の流入量が低減するなど、一定の効果があらわれております。また、使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けたカバーの設置、燃料デブリの取り出しに向けた格納容器内部調査などの実施についても東京電力ホールディングス株式会社から報告を受けているところです。

また、放射線による空気・土壌の環境汚染については、同社から、原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果の報告が、町と議会に定期的にされており、原子力規制委員会が認可した「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」により定められた放出管理の目標値を大きく下回っていることを確認しております。さらに、福島県が、空間放射線量率の測定に加え、大気浮遊じん、降下物、陸土などの環境試料の測定についても実施をしており、福島第一原子力発電所からの新たな放射性物質放出の監視を続けております。

安全かつ着実な廃炉の実施と、町内の放射線量の低下は、町の復旧復興を進める上での大前提となるものだと考えておりますので、町民が安心安全に生活できるよう、今後とも国や県と連携し、廃炉作業の監視を続けるとともに、除染等による町内の放射線量のさらなる低減を国に求めてまいります。  
○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今町長さんは、安全にかつ原子炉がきちっとされていると言いましたけれども、やはり新聞、雑誌、タブレット等で放射線や放射能のさまざまな障がいを取り沙汰されております。やはり先日も新聞にトリチウムの処分について見出しが出ていました。2号機の中は650ミリシーベルトある。また、燃料デブリ、ストロンチウム、セシウム134、137、クリプトン81、85、空気汚染や地震の余震、それに今度焼却場の新設しますよね。

その焼却場の新設だって、やはり放射線で汚染された例えば家屋の解体とか、そういったものの焼却場になるかなと思うのですけれども、やはりそういったものがいつ体に悪影響を及ぼすかわからない。私たち双葉町まちづくりをしたとしても、やはりそれと隣り合わせなわけです。そういったところで、やはり町も放射線量測定業務委託手数料として25年度から911万円予算化されておりますが、また放射線の種類やその種類が私たちの体に及ぼす影響などはまだ私たちには、このタブレットというか、こういうものからしか知ることはできませんし、やはりそんな中で、今度のまちづくりもそうですが、土壌汚染がある中で農業への参入。町住民意識調査によると、帰還意向を示した70歳以上の方100名以上ということで、このようなことを考慮しながらのまちづくりも考えるべきではないかということです。

それと、二、三日前のNHKの朝のテレビをちょっと見ていたのですけれども、新潟県の調査で、まだ復興には早過ぎるのではないかという方。新潟県と、どうして新潟県と出たのだろうかと思ったのですけれども、やはり44%は早い、わからないが35%、約80%になっています。

3月10日の町長の施政方針演説の中に、一日も早い町の復興に向けて、町として全力で取り組みた

いと言いましたけれども、やはりどの程度大きくなるのかということも私も一番不安なのです。まちづくりで教えられておりますけれども、一度つくってしまったもの、やはりつくってしまったものは何十年も何年も管理、維持しなくてはいけないのです。そうした場合に、管理をその財源の確保も必要となりますし、放射線や放射能も何十年もかかって半減期を迎えて、やはりそれでも半減期なわけです。

だから、やはり予定は立って、予定は工程表はありますけれども、普通の生活にいつ戻れるのかもわからないのです。そんな中でまちづくりをするということは、やはり私は前の質問で言いましたけれども、やっぱりコンパクトな町にしてほしいと思います。それで町長にもう一度その辺のことを、前々から質問していることですので、その辺のことをもう一度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、放射線の核種についてでありますけれども、このことにつきましては、るるいろいろな問題というか、その放射線の核種によって人体に及ぼす影響というのはそれぞれあるかと思えます。そういったものに関して、きちっとした知見を持った専門家の判断を仰ぎながら、また町として安全であるかどうか、健康被害に対してどういうふうな影響があるのかということのはきちっと調査をしながら、住民の帰還に向けての対応、判断はしていくというふうに思っております。

財源の話も出てきました。コンパクトなまちづくりということで、中野地区復興産業拠点は復興まちづくり計画（第二次）におきまして、働く拠点と発信拠点到位置づけ、町内事業者の事業再開や廃炉関連企業等の企業誘致の受け皿となる産業研究業務施設のほか、県が整備するアーカイブ拠点施設と連携した産業交流センターなどを整備する計画で、現在中野地区復興産業拠点を町の都市施設として決定するための手続を進めているところであります。

この拠点は、帰還困難区域を多く抱える当町にとっては、町の復興の先駆けとなるもので、来年度以降国の復興再生加速化交付金を活用し、約49.6ヘクタールの区域の整備を進めていく考えです。

なお、ご指摘の福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出などによる空気・土壌の環境汚染については、新たな放射性物質の飛散に備え、福島県が設置するモニタリングポストやダストモニターなどにより、今後とも国や県とも連携しながら町として発電所における廃炉作業の監視に努めるとともに、東京電力に対し安全かつ着実な廃炉措置の実施を続けて求めてまいります。

議員からご指摘の財源の確保等に関しましても、今申し上げました復興産業拠点の整備の成否にかかわっていると言っても過言ではないと思っております。そういったことから、一般財源の確保というものは重大なものになってくるでしょうし、そういったものの取り組みは今後議会の皆さんとも相談をしながら進めていくというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） やはり国とか県から補助金や交付金をいただけるからといって、例えばその

50ヘクタール近くのものをつくる。それもいい。確かに補助金、助成金、福島再生加速化交付金を多分お使いになるということなのですけれども、やはりそれも確かに重要なかなと思います。だけれども、双葉町、別にその金を全部使う、いただくわけではなくて、やっぱり双葉町は双葉町の町のカラーを出した、特色のあるまちづくりを一つ施策に入れていただきたいと思いますし、やはり復興は町の町民の笑顔を取り戻すことが一番大事だという話された方がおりまして、本当にそのとおりで思っていますので、よろしく願いいたしておきます。

それでは、3番に移ります。高齢者に対する負担への対応について。町民は県内外で避難生活を強いられており、行政サービスを受けるための負担が時間的、精神的、肉体的に増大している。せめて高齢者に対しては、交通費相当分について、敬老祝金の増額という形で対応できないかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、高齢者に対する負担への対応について。避難生活を強いられている高齢者の負担軽減のために、敬老祝金の増額ができないかというおたかしであります。双葉町では震災後も継続して「双葉町敬老祝金支給条例」により、高齢者に対して長寿の祝福を込め、福祉の増進に寄与することを目的とし、毎年9月15日現在70歳以上で本町に引き続き1年以上住所を有している方に祝金を支給しております。

平成27年度の支給決算状況は、70歳以上80歳未満の方699人の対象者に1人3,000円の支給で209万7,000円、80歳以上の方723人の対象者に1人7,000円の支給で506万1,000円、合計715万8,000円となっております。また、満100歳に達した方には特別敬老祝金を支給しております。平成27年度は9人で85万円の支給となりました。敬老祝金の見直しにつきましては、隣接町村の状況や町生活サポート補助金とのかかわりを精査し、考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） ただいま高齢者が加害者になる車の事故が全国各地で多発しております。避難前の道路であれば何不自由なく運転することができたのですけれども、やはりなれない避難先の道路のために無理をしながら車を利用せざるを得ないし、役場にも用事があるときは出てこなくてはならないと。やっぱり生活サポート補助金の中にも移動に関する費用の対象はあるが、中間貯蔵施設整備影響緩和交付金の中の補助金であります。やはり植田や郡山支所に用事がある高齢者にとって、負担は増大になります。

敬老祝金の増額で対応していただけるよう検討をお願いしたいと思っておりますので、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

敬老祝金の見直しについてのおたかしであります。先ほども申し上げましたように、敬老祝金の

見直しにつきましては、隣接町村の状況や町生活サポート補助金とのかかわりを精査し、考えていきたいというふうに考えております。

また、ご指摘のような状況でありますから、生活サポート補助金そのものもようやく始まったばかりでありますし、今後改善すべき点もあろうかと思えます。当然大熊町と連携しておりますので、両町での検討も含め、そういったものの対応も含めて今後国との交渉もしていきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 生活サポート補助金というのは、皆さんがいただけるお金ですし、やはり70歳以上の方というのは、車を運転するのも大変かなと思うのです。来るのにも、やはり例えばその先ほども話をしましたけれども、いわきも右から左とか、例えば北南、結構遠い距離になりますよね。白河から例えば郡山に行くにしても結構な距離、やはりかかります。高齢者、例えば息子さんに何々として、今は電子でとれるとかといいましても、やはりそういうのはわからない。息子さんに頼んだとしても、例えばその敬老祝金の3,000円の中で、皆さん頼まれたら、これ上げるから行ってと言われてたら、とってきてくださいとも。結局本人も一緒に行かなくてはならないではないですか、とるにしても。そういった中で、その3,000円で例えば、どうなのでしょう。

私ももうちょっと敬老、今まで双葉町を、一生懸命働いて、一生懸命持ち上げてきてくれたその70歳以上の方に対して、やはりもう少し誠意があってもよろしいのではないかなというのが思いますし、大変これは申しわけないのですけれども、教育のほうでも今学校に対しての交通費というので2,000万円、去年の決算のほうで使われておりますし、そんな中から見れば、やはり敬老者にとって1,000人近くいても、例えば1万円上げたとしても1,000万円くらいかな。1,000万円になりますよね。そのくらいは見ても町としてよろしいのではないかなと思っております。

あと、ちなみに免許の自主返納率、昨年度は1年間で65歳以上95%、約34万件あったそうです。そういった中で、だんだん、だんだんやはり避難しても高齢者はふえていきます。そんな中で、やはりもうちょっと優しい、お金で解決しようと言われてたらそれまでなのですけども、もうちょっと優しい敬老者に対して道路、町へ来るどこへ出てもちよとしたあれにかかりますので、もう少しアップをお願いして、私の3番目の質問、次の4番に移りたいと思っております。

4番、財源の確保について。町の復興に係る財源と将来の財源の確保のため、町としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、財源確保について。町の復興に係る財源と将来の財源確保のため、町としてどのように考えているのかというおただしであります。東日本大震災以降、町では個人住民税の減免措置等により、震災以前と比べると自主財源の割合が減少し、依存財源に頼らざるを得ない財政状況が続いております。今後も復興まちづくり計画に沿って、復旧復興事業を進めるに当たっては、

財源の確保は必須であり、町としては今後も国、県に財源の確保を最大限求めていく考えであります。

平成29年度に町の復興の先駆けとして本格的に着手する、中野地区復興産業拠点の整備事業は、福島再生加速化交付金や震災復興特別交付税を財源とした予算編成としております。また、後年度の復興に係る財源として、基金への積み立てを行うとともに、事業によっては基金の取り崩しや地方債の借り入れを実施するなど、計画的な財政運営に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私は、やはりフレコンバッグの迷惑料をいただきたいと思っております。町長はこのことについて、私がこのフレコンバッグの迷惑料をいただけないかという話を一般質問の中で再度しておりますし、今後もしこの話がなければ、またさせていただきますけれども、町長はこのことについて担当大臣などにお話しされたことはありますでしょうか、まず第1点。あるとすれば、大臣の答えなどありましたか。却下されたとすれば、その理由をお聞かせください。

今隣町にはやはり町有地の提供を環境省に賃貸されるということで、話は進んでいるようですが、双葉町はどのような取り扱いをされるか、決まっています。先ほども町長がお話しされましたけれども、やはり財源を国、県ばかりに頼っていても、町の思いどおりに進まないことがあります。何か考えて自主財源の確保が必要なことは確かだと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

今再質問の中で、フレコンバッグに税金を課し、一般財源の確保を図るべきではないのかというふうなおただしもありました。これまでに羽山議員からご提案の財源の確保策についても検討してまいりましたが、町の考えだけでは実施できないこと、国、県等との調整を要するなど、非常に難しい面があります。このことについては、これまで説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

また、フレコンバッグに税金を課すことに関して、担当大臣に話をしたことがあるかというふうなおただしもありました。これ、大臣のほうには話はしておりませんが、担当の事務方のほうには、そういう話をした経緯がございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 大臣にはしていないと、今町長さんお話しされました。でも、私たちこの前、陳情に行った折には、私のお話しさせていただきましたけれども、その辺は行く行く、いろいろと、いろんな話は濁されました。やはり私たち一般議員が行って、お願いしますぐらいでは通りません。やはりこれは町の長である町長が行って、「何とかお願いできないでしょうか」ということをお話しして、それでもだめなときは「どうしてなのでしょう」と、やはり聞く必要があるかと。国、県に行き話をされたかどうか、それは私はわかりませんが、私個人としては話をしてきました。

やはり私はそれでなければ、どんな税金が双葉町に、やっぱり自主財源どうしても確保したい私にとっては、私って皆さんのやはり何かちょっと使いたいと思ってもつまずきがありますよね。やはり



10億円、今の自主財源10億円、15億円ぐらいでは、高齢者も多くなります。いろいろ子供のこともかかります。いろいろ考えたときに、やはりどんなしたらでは自主財源が入るのだろうかかと、私は2つくらいちょっと考えてみたのです。

1つは、迷惑土壌保管税というものと、あと迷惑車両通行税、やはり通行税というのは、町道ですからやはり通行させていただいております。だから、これから何百トン、何千トンと、5年間だか10年間だかそれはわかりませんが、今の環境省ずっと延びていますので。そんな中で、やはり通行税みたいな形で保管税、やはりそういうふうなので、別にそのフレコンバッグにこだわる、フレコンバッグは黒い袋に入ったものであり、かつそれを長期保管というのはまた別な問題です。だから、その迷惑土壌保管税と迷惑車両通行税など私はちょっと考えてみたのですけれども、これから大臣に再度陳情をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。  
5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀。ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、避難生活について。双葉町に帰還できる具体的な時期はいまだ示されていません。今後も続いていく避難生活について、町としての対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、避難生活について。今後も続いていく避難生活について、町としての対応についてのおただしであります。避難生活による町の対応については、居住環境確保のための応急仮設住宅、借上げ住宅の提供が現在平成30年3月までとなっております。仮設住宅につきましては、住民の申し出や仮設支援員の巡回、毎年県による現地調査により修理、修繕を実施してきております。

また、町民のきずな維持のための事業としては、自治会への補助金や町民交流施設を設置しており、現在自治会8団体に補助金を交付し、活動の援助等を行っております。町民交流施設については、いわき市、郡山市、加須市の3カ所に開設し、各種教室やサロン等を実施しております。

また、埼玉県においては、毎年加須市役所職員とともに、加須市内の避難者宅への戸別訪問をしているほか、職員がみずから近隣に避難している方の訪問活動を行っております。

さらに、平成29年度には、福祉施設の開所、町外拠点の勿来酒井地区復興公営住宅が整備されます。今後とも、町民のきずなの維持、生活の孤立防止に努め、町民の皆さんが安心して生活が送れるよう取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 一番最初に、これは通告で出している質問に答えていただけていないと。帰還時期がまだに示されていないと。これは幾ら聞いてもわからないと思うのですが、今後の出ている質問に関して、一番重要な答えだと思うのです。これが示されないことによって、どういふふうに避難生活をあと何年しなくてはならないとか、今あるお金を何年で、将来双葉に帰ったときに、うちを建てたりなにかというものがいろいろな問題、これが一番重要な質問だったと僕は思います。それにお答えしていただけないのは、非常に残念です。

これは再度お伺いいたします。町としての帰還時期、でなければ町の復興計画も何もできないのです。ここを答えていただかない限り、何もできないということは、一つこれは大きな問題だと思います。

あと、今本当に新聞、テレビ等で、メディア等で取り沙汰されているいじめ問題。そのほかにも孤独死問題。学校のいじめだけではないのです。社会的にも普通の大人が大人をいじめるような、要は避難民というような言葉であれしたり、それが実際私が聞いている事例では、外壁に書かれたとか、建てているときにうちのガラスを割られたとか、ごみを捨てられた、ごみを捨ててもらえない、そういうような非常に大人としてどうなのかなと思うようないじめがすごいと思います。子供に関しては、本当にばい菌扱い、放射能のことがいろいろ、そういう問題があるのですが、これに関して例えば町として今までメディア、きょうも来ていますけれども、一番最初に「こいつら金もらっているんだよ」と新聞報道をした責任等に関して、全然もう何も無いのかなと。今それで本当に被害が出たものに関しては、自分たちがしかけているにもかかわらず、逆に言えば今報道していますよというような状況になっていますけれども、そういうものに対しても町としてちゃんと僕は対応していただきたいと思うのです。

皆さんが思うほど賠償金をもらっている人はそんなにいないと思うのです。そこら辺も町としての発信もしていただきたい。これ、避難生活というのは本当に非常に皆さん今苦しんでいます。前は双葉にいたときは、本当に野菜なんかは買ったときがないと。もらったりあげたりとか、そういう中で、生活費も非常に上がっています。上がっている中で、月10万円の賠償で何ができるのだという話もあります。

次の賠償問題にもちょっとかかわってしまいますけれども、要はその上がった部分がそれでちゃんと補充されているのかという部分が何も無い。だから、そういう面で町としてもちゃんとしたところで発信をしていただきたいのです、ちゃんと。報道をもうちょっと気をつけてもらわないと、今おさまりましたけれども、避難生活が始まったころは、お金があったときには、実際に言ったら今の町長が町長ではない、前町長の時代でしょうけれども、非常にお金を、「あいつらは避難民は金をもらっているんだ」というようなあれが非常に多かった。たまたま町長と私、ある場所に行ったときに、お店で買い物をしたときに、覚えていらっしゃると思いますけれども、「避難してるんだって。じゃ、もっと買ってもらわなくちゃなんだよ。もっと金を使ってももらわなくちゃならない」。これ福島県内

で実際にあった話なのです。自分も町長もわかっているはずなのです。そういうものを払拭するようなことを県とも話し合っていていただかなくてはならないし、今後次のところで触れることもありますけれども、県全体としてやってもらえるように県知事ともちゃんと話してもらわなくてはならないし、市町村ともちゃんとそういうことを今後進めていってもらわなくてはならないなという部分をちょっとまた2つ目の質問、これに答えていただきたいというのがあるのです。

あと、今本当に困っているものを、例えば本当に町政懇談会等で一番町長が僕たち議員よりも執行権を持っていらっしゃるのだから、ちゃんと町政懇談会をやって、その町民の避難生活についてのことをもうちょっと向き合わないと、今復興まちづくりとかそんなところではなくて、双葉に帰るまでの期間の避難生活のことをもうちょっと考えていただきたいのですけれども、そこら辺もちょっとこの3点についてお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

帰還時期につきましては、まずは5年をめどに帰還環境を整えるための特定復興拠点の早期認定に向けた取り組みをしていきたいと思っております。特に産業復興拠点のエリアは、復興祈念公園、イノベーション・コースト構想の中のアーカイブ拠点施設、産業復興拠点で各事業所・企業の張りつけといいますか、そういうふうな雇用を求める場であり、財源的にも重要な部分であると思っておりますので、その取り組みをまず喫緊の課題だと捉えております。

一方、双葉駅西側の現在除染が始まっております約40ヘクタールのエリアにつきまして、ようやく除染が始まったということで、除染の取り組みがある程度自分たちの考えているような取り組みまでいかない状況の中で、いつ戻れるかということは非常に線量の部分もありますので、その部分に対してはなかなか議員ご指摘のような帰還の時期ということに関しましては、できていないというふうなことであります。

あと、いじめ問題について、町としてどういうふうな発信をしていかななくてはならないのではないかとというふうなお話もあります。そういったものの問題も最近全国各地で避難をしている特に子供たちが、いろいろないじめに遭遇しているということは耳にしておりますし、そういったことに対しての各自治体への子供たちへのケア、特に心のケアになると思っておりますけれども、そういったものを未然に防ぐ、またそういうふうなものが起きた場合にどういう対応ができるかというものは、町としてもお世話になっている各自治体のほうにお願いをしていかななくてはならないと思っております。

町政懇談会の件でございますが、避難先での支援を充実すべきではないかと。町内の復興をするよりも、まず避難をしている住民の皆さんのいろいろな支援を充実すべきではないかというふうなお話もありました。その件についても、町として現在生活サポート補助金などを今まだスタートしたばかりでありますけれども、そういうふうな取り組みをしているなど、またいろいろな住民の交流を持つようにすることによって、住民のきずなの維持、そういったものの取り組みはしているところ

であります。まだまだ不足している部分については、今後どういうふうな取り組みをすればいいのかも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 検討もわかりますけれども、スピーディーな、避難生活等の懇談会とかそういうものに関しては、やっぱり聞かないとわからないという部分と、そういうこともちゃんとしていただきたい。

あと、実際に言ったら、僕避難生活の中で福島県内に帰ってきたほうがひどいので、できれば福島県内から出たいというお話も聞いています。子供のこととかそういう面で、福島に帰ってきました。私は帰ってきました。だけれども、福島県内から出たほうがいいという方もいらっしゃるのです。実際そこら辺も福島全体の問題なのです。町長、今答弁の中では言うのはもちろんだと思えるのですが、各市町村、自治体にお世話になっているという気持ちは私もありますけれども、実際に言ったら、今までのなくなった電源立地交付金、影響緩和交付金、そういうものに対して当町が使っているよりも、中通り、会津地方で使っている額のほうが多いのですよね。

そして、また今回中間貯蔵影響緩和交付金。中間貯蔵施設を立地する町村というのは、福島県内に2つしかありません。当町もその2つのうちのひとつですよね。その中で、3,010億円国が出たときに、何でほかの市町村が使わなくてはならないのですかということなのです。今までと変わらないです。

お世話になっているというよりも、今までこちらがお世話したのですから、そんなのは当たり前だと。今のいじめ問題とかそういうものを考えると、そう言わざるを得なくなってきました。今現在、中間貯蔵影響緩和交付金をどこの市町村が使っているのか、福島県内。ちょっと僕も県外に、この前県議に会ったので、そこは調べてきてほしいと、6月の一般質問でそれは明らかにして、やらなくてはならないのではないかなと思います。

子供のいじめに関しては、これは先生も一緒ですから。これは本当に教育委員会に質問は出していないですけれども、先生みずからそういうようなことを言っているような事例もありますから。私も昨年福島県に子供も連れて帰ってきました。昨年ですよ、昨年帰ってきました。その中で、いろんな面でちょっと先生とのトラブルがありました。最後に言われたことは、「菅野さんちはお金があるからいいでしょう」と。それはこの被災者を示しているのか何なのか、僕は別に言えるので問題ないですけれども、それに対して言えない方々は、どういう感情を持つかということをしっかりこれちゃんとして、町長、頭を下げるのもいいのですよ、各市町村に。だけれども、言うことは言ってもらわないと。

今までこの四十数年間、6年前、まだ四十数年間電源立地のお金、国から県に入って、県が分配して、私が当時平成19年に議員になったときには、あのとき18.何%、17.何%だったと思うのですが、浜通りに来ている額が。でも、ほとんど80%の上が会津、中通りで使っていたという実績もあります。それで、中間貯蔵影響緩和交付金、中間貯蔵とついているのに、中間貯蔵はどこの町なので

すかと、3,010億円だったと思います。三千ちょっと、10億円だと思えますけれども、当町に入ってきたのは三百八十数億円です。約10分の1です。十何%しか入ってきていないのです。それも福島県の復興に一生懸命僕たち頑張っているのですけれども、何か双葉の町民が原発を爆発させたような、双葉の町の住民が悪いような、ちょっと異常な県民のあれがあるのですけれども、そこら辺を払拭するような報道規制等していただきたいのです。

報道の自由とありますけれども、実際それで当町町民、私は双葉の議員なので、他町村のことは余り言いたくないのであれですけれども、当町町民は報道により非常に迷惑をこうむっているということもちゃんと町長、そこら辺も胸にとめてほしいし、今後例えば今ある中間貯蔵影響緩和交付金。これに関しては、どの程度双葉町に持ってこれるか。これはもう知事との交渉、県との交渉だと思えます。それで、トップダウンでやってほしいのです。事務局レベルの話では、話にならないと。国も県も実際事務局に関しては、私は信用できない。いいことは報告するけれども、自分たちに都合が悪いことは報告しないし、できないことはできないではなくて、やっぱりトップはトップで双葉町のトップとして、福島県のトップとのトップダウン交渉をしていただきたいと思うのですけれども、その中間貯蔵影響緩和交付金に関してのこと、あと報道のことに関して答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、議員からご指摘ありました中間貯蔵等影響緩和交付金と報道の件。まず、中間貯蔵施設影響等緩和交付金3,010億円ですけれども、大熊・双葉で850億円、そのほか地権者の皆さんに県のほうから交付金として単年度で50億円の3年間ということで150億円、これで大体1,000億円。それ以外の2,000億円につきましては、大熊も双葉もこれは当然我々が非常に大変な思いをして、国との交渉の中で来た交付金ですから、最優先で我々にそういうふうな交付金の充当をしていただきたいということは、最初に申し上げております。その中身の枠については、幾らというふうなものを我々が事業展開しない限り、それは示されない状況にはなっておりますし、県で勝手にその中身のものを、先ほど議員が話をしました中通りであったり会津であったり、そういうところに使うということは、我々は容認はしないよと、そういうふうなことも、これは最初の時に話はさせていただいております。そういったことで、町として当然大熊・双葉がその権限者の最たるものだろうというふうに思っておりますし、県のほうにもそういうふうな意識づけといいますか、申し入れはしております。

また、報道についてですけれども、そういったものに関して、私もなるべく機会あるときに話をしておりますけれども、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所も含めてですけれども、そのエネルギーは、全部東京及び関東圏に行っているのですよと、そういったものが理解が薄れている、理解がされていない部分というのは、事あるごとに感じております。そういったものを発信していくこと、またそういったもので双葉町がこの事故を起こしたわけではないということも、当然話はさせていただいておりますし、残念ながら全国紙の報道というのが、いつも報道各社に話をさせていただ

ておりますけれども、地方紙だけの部分でおさまってしまうと。全国に今現在この原子力発電所の事故で避難をしている人たちが、まだまだ大勢の方がおられると。特に双葉・大熊に関して言わせていただければ、全町避難ということで、全ての町民がふるさとに戻れていない状況を理解をされていない全国の人たちが多いなど。報道としても、そういったものにもっともっとスポットを当てるべきではないかと、そういうふうな話は事あるごとにさせていただいておりますが、残念ながらその全国紙の報道としては、数はかなり少なくなっている。3.11の大震災の当日前後に関しては、全国放送というのはかなりありますが、それが過ぎてしまうと、忘れ去られたかのような感じを受けているのは、私も同じであります。

今後、そういうふうな取り組みについては、私もトップとしてそういうふうな取り組みをしていくということは、従前もしておりますし、今後もそういうふうな議員から指摘があったことに関しては、当然やっていきたいと、そういうふうに思っております。

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) ちょっとだめです。それは答弁できません。申しわけない。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 2番の補償・賠償についてに移りたいと思います。

今後の補償・賠償については、何も決まらないままですが、町としての今後の対応等あればお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2、補償・賠償について。今後の補償・賠償については、何も決まらないままですが、町として今後の対応等があれば伺いたいとおたがひでございますが、これまで町では、今後の賠償について、国や東京電力に対し、町民の被害実態に即した賠償を行うよう、再三にわたり求めております。1月4日に東京電力ホールディングス株式会社の廣瀬社長が来庁された際にも、私から要求書を手交し、他の被災地域と比較したときの町の特殊な事情を十分認識し、被害者に寄り添った、迅速かつ確実な賠償を行うとともに、今後も長期避難の継続が見込まれる町民への生活再建支援を図ることや、平成29年中に町有財産の損害賠償に係る結論を示すことを求めたところで。

今後とも引き続き、町民に寄り添った、丁寧かつ真摯な賠償対応を求めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) この賠償・補償については、僕東京電力ではないと思うのです。国が結局は払うべきものをお金を貸しているのだよと、機構をつくってお金を貸しているのだからという部分で、ある程度国が決めている部分が、私は非常に多いと思う。だけれども、実際国の責任はとっていないと。国の部分がないと。

先月だかに各電力会社にこの賠償・補償にかかわる1世帯当たりの負担金みたいなものが新聞報道で出ていました。1カ月千幾ら、1,500円ぐらいから900円ぐらいの間で、各電力会社に負担、要は負

担、皆さんに負担を与えているのですよという報道がありました。非常に僕は遺憾に思いました。

結局人の中のもうけで、もうけ部分に関して、何でこの新聞報道、新聞等がそれを出さなくてはならないのかなと、そういうものも国というのはちょっと、そういう意図的にやっているのかなと。今町長も自分個人で前に一般質問の中でやったけれども、私は公人と私人の部分で言いましたけれども、町長というのはなったらもう公人ですから、そこら辺をわきまえて、ここは厳しく言いたいところなのですけれども、自分だけではなくて、自分がそうだと思うのであれば、全町民がそういうふうになるような努力をしなくてはならないと私は思います。

ましてや、29年2月、3月と今言われています。もう賠償をもらった分は終わりです、今双葉町は。だけれども、隣の町は平成30年まで出ています。帰ってから1年というところまで請求ができるのです。ほかの町村はそうなのですけれども、双葉町は帰ってから1年分ではないです。帰れる時期がわからなくて、そこでとまっているという段階になっていると思うのです、今現時点で。29年の2月、3月までの、私は2月だと思いますけれども、その部分でもう今29年の3月になってしまっているのです、その部分。

例えば僕はよく中間貯蔵の話にいつてしまうとちょっとずれてしまうので、ちょっとだけ話させてもらえば、中間貯蔵の受け入れに関しては、この条件を国にのんでもらわなかったら、絶対に入れてはだめだと思うのです。それはなぜかという、やっぱりそれが交渉条件だと思うのです。今まで福島県の自民党の人たちが出てきて、自民党って、僕も自民党员ですけれども、子供たちを守らなくてはならないから町有地に入れさせろ、パイロット搬入だから入れさせろ。だけれども、実際一番困っているのは、双葉町民ではないですか、自分のうちにも帰れないような状況で。

今、私も中古ですが、郡山にうちを持っています。土地があります。土地がある中に、その中に汚染土を埋めてあります。汚染土を埋めただけでは、汚染土を埋めて安全だから住めますよということで、土地取引上でも何でもその通告ではなくて、教えなくてもいいのですよ。そういう法律がないです。「あっ、これ何ですか」と言ったときに、「これ、汚染土。除染したんで、ここに汚染土を埋めてあります」。聞かれなければ教えなくていいのです。そういうようなちょっと特殊な、普通であれば特殊事項だと思うのですけれども、福島県はそういうこともやっていない。ましてや、これは不動産屋さんに行われますから、これは双葉町、大熊町と言われたいですよね、双葉町と言われるのです。双葉町が中間貯蔵を受けたら、それは全部運びますので、それは市のあれとかで予算等でやるのでいいですよというようなことを言われるのです。

だけれども、実際双葉町の一番自分のうちにも住めない、自分の土地にも入れない、車庫証明も取れない、何もできない一番困っている双葉町民が、賠償もちゃんとしてもらえないで、そのまんまでいいのですかという話なのです。

今後、本当に双葉の町民の皆さんが避難生活をしていく上では、一番大事なのはお金です。100%これで補われているかといったら補われていないです。逆に領収書を出してちゃんとやってもらえる

のだったら、そっちのほうがいいのかなと思うぐらいなのです。だけれども、ぜひこれ賠償・補償が国が担保して決めてもらわない限り、そういう双葉町としても強い態度を、態度というか、そういうものに出なくてはまずい時期に来ていると思うのですけれども、そこら辺の考えを逆にお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、私の件で、裁判の話がありました。その件につきましては、当時、今私は町長ですけれども、その当時議員だったということをご存じのとおりです。そのことに関して、私人、公人の部分で、町長は常に公人だろうというふうなご指摘でありました。そういったことに関しては、十分理解しております。

裁判の中身に関しまして、まず精神賠償の10万円に関して、非常に私は当時から疑義を持っておりました。そういった中で、その原告団に参加をし、当然その参加をしている町民の方もおられます。その方たちに理解をしていただいて、納得をした中での裁判だということだということです。その精神賠償の10万円に関して、額の判断、いわゆる保険の対象でのたしか1日4,000円の30日で12万円だったのが、10万円というふうなベースになったというふうに当時から言われております。そのことに関しておかしいだろうと、それは恐らくこの被災をしている皆さんが、なぜ10万円だったということに関して、なかなか理解できていないのではないかなというふうに思っています。そのことがおかしいと、それを司法の中で判断をしていただきたいと。司法の判断をすることによって、それが我々の訴えがもし認められるのであるならば、これはひとしく双葉町民に対応できるように水平展開できるというふうに担当の弁護士にも伺っておりますし、私個人が金もうけをするとかそういうふうな考えではないということはおわかっていただきたいと思えます。

そういった中で、この避難状況が長引いている中で、先ほど29年というふうなお示しがありました。それは私も十分感じております。これは、他の自治体の避難指示解除とは双葉の場合は状況が違うと。もっと言わせていただければ、双葉・大熊に関して言わせていただければ、まだその戻れる帰還できる状況になっていないと。避難の継続があるということは、当然被災者の人たちに対しては、十分そういうふうなものがケアできなければおかしいというふうに思っております。他の被災地域と比較したときに、町の特殊な事情を十分認識し、被害者に寄り添った迅速かつ確実な賠償を行うということと、今後も長期避難の継続が見込まれる町民への生活再建支援を図ること、これはずっと国に対しても申し上げておりますし、そういうふうな要求はしております。そういうふうな取り組みで今現在もやっておりますし、こういうふうな避難の状況が長引いている町に対して、自治体に対しては、やはり別の考え方を示すべきだろうということは、前から国には申し上げておるとおりでありますし、そういった取り組みを今後も続けていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。



○5番（菅野博紀君） これ、個人的なことでそういうふうに思うのであれば、僕は全町民に自分が町長になった時点でそういうことをやって、町全体でやるべきだと僕は思います。さっき言ったのは、多分自賠償分、交通事故の自賠償部分よりも下げられている。僕はそこに言わせてもらえれば、車でいったら任意保険、今八十何%でしょう、90%近い、世の中で言う常識ですよ。常識の範囲内に入っていると思うので、そこは誰が払うのですかということ、僕は国とか東電に言いたい部分もあります。だけれども、それを自分で、町長就任以降もう4年以上たっているの、思うのであれば、それはやっぱり進めなくてはならないことなのかなと私は思います。これがやっぱり公人である町長と、双葉のトップである人の行動だと私は思っています。

本当にその10万円ではおかしいと、今町長がおっしゃるのだったら、やっぱりそこは町として動かないと。せっかく弁護士もみんなちゃんとしているわけですから、そこら辺はちゃんとお考え直してください。

あと、おかしいと思うのだったら、逆に言えばもう国の言うことを聞くべきではないと思うのです。国は自分たちの条件ばかり言ってくるではないですか。さっきの、ちょっと関連するので言いますけれども、中間貯蔵影響緩和交付金。私たちが説明をいっぱい受けましたよね。いや、自由度の高い、自由度の高い、自由度の高い、何にでも使えるとは言わないですけども、自由度の高い、自由度の高い交付金です。多分議員さんも、我々同僚議員も、課長、副町長初め町長も聞いていると思うのです。国の説明では、僕信用できないと言ったのはそこなのです。国の職員が来て、自由度の高い、自由度の高いと。いざ使おうと思ったらひもつきでした。ひもつきという表現はまずいと思うので、ちょっとそれを訂正させてもらって、要は目的基金ですよ。この目的にしか使えませんよという縛りをつけてきたわけではないですか。どこが自由度の高い交付金なのかなというような、今まで双葉町はずっとそういう状況でだまされてきている部分が非常にあると思うのです。

アーカイブにしたって、復興祈念公園にしたって、実際そうではないですか。つくるのはいいです。スーパー堤防も何もつくらなくて、今スーパー堤防とかさ上げで7メートルです。双葉、当町は7メートルのスーパー堤防をつくってかさ上げして、保安林をつくって、同じ津波が来たときに50%。100%はだめなのです、50%ぐらいしかできない、防げないと言われてますよね、実際は。それが今堤防もみんな、川から上がってくる堤防とかあそこら辺の中浜と郡山海岸の間の川のところ、堤防はもうほぼだめになっています。

ということは、今現時点これをつくっても、スーパー堤防と防風林とかそういうものができない限り、前回よりももっと深く来るといことなのですよ、同じ津波が来れば。だから、計画の変更、次でやりますけれども、計画の変更等も町復興の中でちょっとこれは今触れてしまったのですけれども、あるのですけれども、国の言うことを聞いていたら、ちょっと信用できないなという部分が余りにもあり過ぎるので、今当町で国とちゃんと交渉できる中で国が困ることというのは、多分中間貯蔵のことしかないと思うのです。その合意の中で、今するなどは言っていないです。ことしの夏から入れた

いとかなんとかという部分が来たときに、ちゃんと覚書、覚書等をとって帰れるようになるまで、内閣総理大臣でも大臣でも、大臣まで行ってほしいです。その人たちの一筆をもらった中で、賠償・補償の担保をいただきたい。

当町の町民が犠牲になる部分には対価、別の何かがないと、これは無理だと思うのです。今までのこの中間貯蔵にしても、いろんな面にしても、全然そういうものを少数の人間なのだから黙っているというような感じで僕はやられてきていると思うのです。これ、実際国民が納得いかない、県民が納得いかない。これ、実際そうではないですか。そのほかに、オリンピックに間に合わないというのが出てきたのです、今度。だから、そこの部分を考えたときに、やっぱり中間貯蔵で搬入するならするなりちゃんとしたらいいですけども、やっぱりその地権者の方々のあれ、例えばちゃんとした補償・賠償とか、納得いく補償とか、あと原子力事故に関してのものとか、あと収束とあるではないですか。今中間貯蔵の線量だけではなくて、収束というのが一番おっかないので、そこに関するものもちゃんと入れた、ちゃんとした文書による契約書と同じようなものをとるような交渉を今後していただきたいと思うのです。

一番町民がない町というのは、町として成り立たないと思います。行政として成り立たないと思うので、町民の補償・賠償をある程度することによって、この3つ、私が今回出した3つのことが、3つの質問がほぼなくなると思うのです。そこら辺どういうふうにお考えなのか、町長お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、防潮堤の件なのですけれども、今話があったので、双葉町の沿岸には1メートルかさ上げをした7.2メートルの防潮堤が平成30年ごろに整備されることとなっております。町が行った津波シミュレーションでは、東日本大震災クラスの津波が来たとしても、中野地区復興産業拠点予定地はほぼ浸水しないという結果になっております。それは、先ほど議員からも話がありました海岸防災林が防潮堤から西側、陸側に約200メートルのエリアでつくります。そういったことによって、防潮堤のかさ上げ、そして防災林の整備によって、その予定地に関してはほぼほぼ減災されるというふうなシミュレーションができていているということでもあります。

また、中間貯蔵施設の担保ということなのですけれども、そういったことに関して、当然まず第1番目は安全にやっていただきたいと。いろいろな被害とか、住民に迷惑のかかるようなことがあってはならないというのは、これは大前提だと思っています。そういったことがきちっとできていない状況であれば、町としてはしっかりと今議員からご指摘あったものに関しても含めて、取り組んでいきたいと思っています。

賠償に関しては、先ほど公人になって4年過ぎているので、裁判の件ですけれども、町民の皆さんに話をして理解をもらい、皆さんに協力してもらったらどうだというふうな指摘だったように思いま

す。これは、実は民事裁判になっておりますので、裁判の費用負担というものがあります。そんなに低い金ではありませんし、我々が負担することによって、町民の皆さんが負担をしないで同じ水平展開をできるという観点から、あえてそういうふうなお声がけはしておりませんでした。そういったことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） その前に、通告から外れている部分がありますので、防潮堤とかそういったものは補償・賠償とはちょっとかけ離れているので、次の質問の中に入っています。

また、町長のほうもこれについての答弁は次の質問できちっとするような形にしてください。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時09分

---

再開 午前10時10分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の町の復興について。町の復興を現実化させていくためにさまざまな取り組みが計画されています。現時点で考えられる問題点があればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町の復興について。町の復興を実現させていく上で、現時点で考えられる問題があれば伺いたいとおただしであります。双葉町の復興を果たしていく上では、震災・事故から長い年月が経過する中、町民の気持ちをつなぎとめるとともに、町復興を図っていく人材の養成確保、さらには具体的な事業を推進していくに当たっての財源と支援体制の長期的な確保が必要不可欠です。

町の復興は、中野地区復興産業拠点を起点によいよ具体的に動き出したところですので、町として、引き続き国や県に対し、双葉町への帰還が可能となり、町の復興が果たされるまでの間における復興財源の長期的な確保を求めるとともに、平成33年3月31日までに廃止するとされている復興庁の廃止後も、国によるワンストップ型の被災地支援体制を確保するよう求め、一日も早い町の復興に向けて全力を尽くしたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これに関しては、順番がちょっと違うのかなと。先ほどから町長、議会先週金曜日から始まった中で、行政報告とか、町長施政方針とかの中で、双葉町復興まちづくり計画（第二次）とか、町民一人一人の復興、これは僕は合っていると思います。町の復興、町の再生、生活再建、これ生活再建というのは多分戻ってからのことなので、まだだと思うのです。これ、町民のきずなというのは、これは絶対大事なことだと思うのですけれども、この中で一番かかわってくるのは財

政だと思っております。

金曜日の日に勉強会がありました。出納室長、議長を通じて出してくれという書類を出してもらっていないので、きょうは中身がわからないので、前々年度からの予算でちょっと質問させていただきます。

昨年、その前の年、87億6,000万円、一般会計、昨年は105億5,000万円、いろんな中で総務課長にも説明いただいているのですけれども、町税とかいろいろある中で、僕ちょっとひっかかるのは、地方交付税とかそういう部分が一般会計、依存財源ではないと、自主財源だという説明があります。ただ、地方税というのは、根本的にはこれ双葉町当町はためているだけで、その中で国からもらった金を引き出しているような感じになっています、今現時点。だから、僕はそれをちょっと見たかったというのはそこなのですけれども、当町に本当に目的基金もなく、普通に使える一般財源として使えるお金が幾らあるのかというのは、僕は非常に気になります。

というのは、大体見ると昨年で町税がすごく、今年度か、その前年度の分でいうと、10億円あったのです、11億円ありました、町税。これは多分賠償とか、そういう法人税とかいろんなものが入ってきていると思います。今年度に関しては9億2,000万円、町税。固定資産税とかそういうものもいろいろ含んでくると、今ほとんどそれを国から補助してもらっている状況になっています。そうすると、今震災前の土地評価額と、帰ったときの土地評価額は、多分全然違うと思うのです。そういう将来的な部分を見ると、1,000億円あっても僕は非常に不安な財政かなと。来年度、29年度の一般会計を見たときに、一般会計まだ議会が通っていないので言えないのですけれども、100億円を超えた中で、実際に自主財源って本当の自主財源と言える部分が、10%ないのかなと。どんどん、どんどん下がって行って、結局は国の言うことを聞かざるを得ないような状況になってくると思うのです。

これからまちづくりとか何かいろんな面で町を考えたときに、先ほど同僚議員の中の質問にも出てきましたけれども、難しいではなくて、トンパック1個入れるように、税金とかいう話をしていましたよね。さっきの話にもかかわりますけれども、各市町村に福島県内で入れるのであれば、そういうものに関して税金をやっぱりかけていかないと、当町はあと10年ぐらいいかもたないではないかと。下手すると、僕は10年は基金の復興再生期間32年までは、いろいろとやってもらえると思います。だけれども、それ以降は多分ないのかなと、今までの傾向を見てくると。そうすると、固定資産税とかそういうものに関してだって、固定資産税とかそういうものに対してだって、前と同じ額で取れない。逆に言えば、戻ってこない住所のある人でも、働くなり何したくないとなってくれば、町税はがくんと下がるわけです。そこのシミュレーションをとっておかないと、双葉町の存続というのが、存続させていきたいと言っても存続できないと思うのです。そこら辺将来的にどういうふうを考えているのか、お伺いしたいのと、あと復興計画。確かにいいと思いますけれども、復興に関してはこれは本当に先輩たちに、双葉町の先輩たちにちょっと引いてほしいなど。逆に言えば、復興委員会とかそういうものに関して、はっきり言わせてもらえれば、古い考えのまちづくりは要らないと思うのです。

これからのまちづくりというのは、帰れる方々がやっぱり住みやすければ、町民の帰還が少しはふえていくのかなと。江戸時代の人に、今近代化のこの世の中のまちづくりをしてくれと云って、できはしないのです。言葉がちょっと悪いと言われればそのままなのですけれども、よくそこを考えた復興まちづくりをしていただきたい。

それと、今復興まちづくりの中で、よく中野地区とありますよね。先ほど言った津波、津波のシミュレーション。先ほど町長が言いました、32年でしょう。32年でしょう。今29年なのです、平成。これがやったときに、シミュレーションは32年以降のことはとれてはいますけれども、今のシミュレーションはとれていないのではないですかと。防災林もできていない、スーパー堤防もできていない中でしたら、さっき言った今とまったところよりも奥に津波が行ってしまうのではないですかということ、僕さっきここで質問したほうがよかったのかなという部分があったのですけれども、だからそれを遅れている遅れていると言うのですけれども、帰還時期が決まっていないのにどこで遅れているのが僕にはわかりません。

ちゃんと前に幼稚園を試験的に除染しました。そのときに基準が決まっていなくて、双葉の作業員の方がまでいにやりたいのだと。一步一步知恵を踏みながらきれいにやっていけば、帰還時期が示されれば、それは焦らなくてはならないのですけれども、今収束の時期もわかっていないです、原発の。それで、ポイントポイントでは高いのですけれども、そこら辺をちゃんとわきまえて今必要な、例えばお墓とか、お墓を建てる場所とかそういうお墓とかそういうものが今すぐやらなくてはならないものと、まだもうちょっと待ったほうがいいものと考えていってほしいなと。

あと、中野地区に関しては、営業所ではだめなのですから、やっぱり本社・支社。それで、今現状でもものが建ったとしても、双葉町に住める場所がないので、住民税とか今双葉町には住所を移せないのですよね。そういうことも全部総合的に考えた中での復興計画を焦らずゆっくりつくるというのはできないのかなと。今逆に言えば、町長、駅西わかりますよ。駅西わかりますから、逆に言えば俺のところまだかなと、俺のところはいつになるのかいと、これはもう町も聞いていると思うのです。山田の人とか、石熊の人たちとか、あとと言えない部分もありますけれども、俺のところはいつになるのかなという人たちのために、除染を例えば本当に少しずつやってほしいなと思います。

あと、町民の帰還に一番大事なのは、体への影響です。町長、議員時代に広島に行っていたらしゃいますよね。A B C C、アメリカと日本の研究機関で、人体で要は簡単に言うと、疫学調査をやった部分があるのです。いろんなことがわかっている。例えば長崎大学、広島大学と東京都、町民のためなので、そこはお金を使ってもらって大丈夫なのか、どうなのかという部分を専門家というよりも、何もわからない専門家よりも、ちゃんとした専門家と本当にそういうデータがあるところと今後町として提携なり委託なりしてやっていけるのかどうか、ちょっとそこら辺に対してもお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 議員から、まず財源が一番大切だという話と、今現在ある程度自由に使える基金が幾らなのかという話、そして復興計画の中で、まず帰る人主体の計画をというふうなご指摘だったように思います。あと、3点目、広島・長崎の被爆地、そういったものの専門的な知見を利活用する考えがあるかというふうなご指摘だったと思います。

まず、財源に関しては、自主財源確保に向けては、手法はいろいろあると思います。まずは、中野への企業誘致が重要とされているというふうな考えであります。そういったものが来るということによって、議員からご指摘あった自主財源の確保ということはある程度クリアできるのかなというふうに思っております。

基金の額に関しては、後ほど総務課長のほうに答えさせます。

2番目の復興計画、帰る人主体で考えるというのは、これは当然だと思います。これは、どういふふうな各年代、世代層なのかというのも含めて、やはり帰るという意識を持っている方で策定をしていただかなければ、前向きな取り組みというのはできないのかなというふうに思っています。

広島・長崎の、広島だとA B C C放影研でしたね、あそこに行っていていろいろ当時のお話も伺いましたけれども、まずやっぱり住民の皆さんの健康管理というのが一番大切だというのはご指摘のとおりだと思っておりますので、そういったこともどういふふうにしたらいいか。逆にご指摘いただきまして、こういうふうな取り組みができるというか、そういうふうなお話があれば、こちらとしても動きたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 検査の部分に関しては、広島・長崎はまだまだここは行かなくてはならないかと。私個人的に含めて、議会で行く前に、四、五回行かせてもらって、いろいろ話は聞いていますけれども、やっぱり何ができるというよりも、検査のプロの先生とか、5人の広島にもいらっしゃるという部分あるので、さっき言った同僚議員から出ているトリチウムとか、クリプトン81、85等々の部分があるのかないのかも、私もいまだちょっとわかっていません、最近行けていない事情があります。けれども、それも逆に言えば議会で研修なりなんなり行って、行きながらやったり、個人的に行くところちょっとハードルが高い部分がすごくあるのです。何回も行かないと先生方と会えない、あれしないという部分があるので、行政としてとりあえずは一回こういうことで悩んでいるのだけれどもと相談してもらったりするのも一つだと思うのです。

広島には、実際にはそれだけつないでくださった方々がいらっしゃいますので、議会も行けたという部分もあります。ただ、あの2日間だけでは到底僕たちも頭に入らない部分と、どんな影響が出るのかというのも詳しいものが聞けなかったと思うのです。だから、行政、これは議会も一丸となって、どっちが広島と長崎、両方ともあるわけですから、どっちが進んでいるのかというのは、甲乙はつけがたいと思うのですけれども、どっちも行ってみたいという部分もあると思うのですけれども、そういう相談等も着実にやっていっていただきたいと思います。

あと、復興計画の中に何で出てこないのかなと思うのが、例えば原発をつくったらいかがですかというような話が世の中にはもう話していますよというのであれば、今バイオとか火力とか、双葉町内につくってもらったらいかがですかという話ができるのではないですかということなのです。東京電力さんの町長が言っている復興本社とかそういうものもあります。だけれども、住民がいないものに対して固定資産税と法人税だけでは、今の東京電力さんの復興本社でどのくらいお金が上がるのかなと。補助団体みたいな感じになるではないですか。そうすると、プラスの部分が出てこなかったら、要は法人税の5万、赤字でも何でも出さなくてはならない5万しか入ってこないのです。だから、それを考えたときに、何で僕はこの復興まちづくりとかそういう中で町としては大きな財源が欲しいと。中野拠点の部分で、ではどれだけお金を使って、費用対効果を見たときに、それもやってもいいですよ。やってもいいのですけれども、大きなものがないと、わかります。それを全部否定するわけではないです。将来的な部分も見なくてはならない、町の企業もやらなくてはならないという部分はあるのですけれども、それを補う何かがないとどうしようもないと思うのです。

電気は、例えば食べ物と違って水とかそういうのは使わないです。だから、逆に言ったらつくったものを東京に送っても何しても、汚染されているとかなんとかと言われるようなものではないではないですか。では、東京電力さんが電気のプロだと。昨年、廣瀬社長とお話したときに、議会で言ったときに言ったのは、私たちは電気をつくるプロだと、これは力強く言っていました。

あと、もう一つ言っていたことが、ここから廃炉のプロになると、廃炉ビジネスをちゃんとやっていくということを言っていました。もともと廃炉ビジネスというのは、今から手をつけていくわけですから、復興本社のほうでやることではないですか。では、今ある電気という部分で、とりあえずバイオとか、バイオ発電、火力発電等々の固定資産税等大きく入ってきます。事務所等ができるわけですから、そうするとそこで税金等もすごく入ってきます。震災前に町長、議長も今いる議員さんはわかっていると、当時議員をやっている方はみんなわかっていると思うのですけれども、隣の町に事務所が全部行って、双葉の領域に入ると事務所がなかったという景色もあったわけではないですか。今度つくれば大熊部分はタンクはないでしょうけれども、タンクとかいろんな部分があるわけで、今双葉部分にいろんな人がそういうものもできているので、そういうような交渉等、国、例えば廣瀬社長がことし1月に来てくれたと。来てくれたというか、来庁していただいたと。来庁になるのかな。来ていただいたことによって、そういう交渉を廣瀬社長と話をしながら、国と経済産業省、今高木副大臣が地元の復興に対して非常に熱い、非常に行動的な時期であるときに、そういう交渉等できないのか。今中野の拠点はやめろと言っているわけではないですから、そこはそこでそういう誘致。バイオ発電、火力発電等々のそういう誘致等を考えれば、僕は町の将来的には一般財源等々には非常に大きな収入になると思うのですけれども、町長のお考え等、中野もやってもらって、逆に言えばそこもやってもらってという考えがあるかないのか。それと、やっていただけるのかやっただけなのかお答えいただいて、僕の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、東京電力の事業所関係の件です。福島第一で1から4のエリア、いわゆる大熊分に100%事業所があって、双葉分にはなかったと、そういったことに対するいわゆるいろいろな、るる税金の問題というのはありました。それは私町長になったときに、これは東京電力の廣瀬社長も今の復興本社の代表にも、今後そういうふうなことはあってはならないと。やっぱり応分のそういうふうな設置というのは必ずやっていただきたいということは、強く申し入れしております。

そういうふうな今議員からご指摘あったことは、私も当然だと思っています。こういうふうな状況で、やはり応分のそういうふうな対応をしていただきたい、そういうふうな考えておりますので、その辺は私もやっておりますし、今後もやっていきたいと思っています。

経済産業副大臣のお話が出ましたけれども、これは確かに熱い、一生懸命地元の復興のために汗をかいていただいている方だというのは、私も認識をしておりますし、個別に要望活動に行ったときも、何度もお会いして、そういった部分の問題点も提供させていただいて、そういうふうな取り組みも動いていただいております。そういったことは私もやっているつもりですが、まだまだその部分が具体的に出てきていないということで、もっと具体的な何ができるか、そういうふうなものもお示しできるような取り組みをしていきたい。

バイオ、火力の発電施設については、議員のご意見として承り、さまざまな声があり、町としても総合的に最善の方法を検討していきたいと、そういうふうに思います。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時45分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 議席番号4番、通告順位3番、高萩文孝。議長より一般質問の許可を今いただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

1番目、中野地区復興産業拠点の整備について。町が12月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）では、町の復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点を早期にかつ確実に整備することとしております。中野地区復興産業拠点の整備が進み、企業が進出すれば、町ににぎわいが生まれることはもちろん、固定資産税や法人住民税等により、町の一般財源が生まれます。このような中野地区復興



産業拠点は、町の復興・再興に必要なものであると考えますが、最近の事業の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、中野地区復興産業拠点の整備について。中野地区復興産業拠点は、町の復興・再興に必要なものとするが、最近の事業の進捗状況についてのおただしであります。町では、中野地区復興産業拠点の円滑な整備を図るため、産業拠点を都市計画に町の都市施設として位置づけたいと考えており、今月23日における都市計画決定を目指し、住民説明会、都市計画の案の縦覧、町の都市計画審議会による審議を終え、現在は今月22日に開催予定の復興整備協議会に向けた準備を進めているところです。

都市計画の決定後は、地権者説明会を開催し、用地面でのご理解、ご協力をお願いするとともに、平成29年度に実施設計、造成工事を段階的に進め、平成30年度後期における産業団地の一部供用開始を目指し、このような大規模な復興まちづくりに知見と人材を有し、これまでも被災地での実績もあるUR都市機構も活用しながら、取り組みを加速させていきたいと考えております。

来年度予算案におきましても、中野地区復興産業拠点整備事業を進めるための関連予算を計上するとともに、事業財源となる福島再生加速化交付金基金条例の議案を提出させていただいておりますので、慎重なご審議をいただくとともに、早期の町の復興・再興に向け、高萩議員を初め議会の皆様の理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど答弁をいただきましたが、来年度の予算、最終日に審議になりますけれども、中野地区のその産業拠点\_\_\_\_\_万円もかけてやるということです。

今ほど答弁をいただきましたけれども、うちのほうの議会としても……

○議長（佐々木清一君） 高萩議員、予算は通っていないので、その金額の提出は取り下げてください。

---

◎発言の取り消し

○4番（高萩文孝君） 済みません。金額はちょっと削除をお願いします。済みません。

○議長（佐々木清一君） 削除します。

---

○4番（高萩文孝君） 済みません。今ほどその都市計画、うちの副議長も入られてやられているという話を承っております。ぜひとも町長のその施政方針にも載っておりますが、2期目、復興まちづくり計画、これが第一だという話をさせていただいておりますので、ぜひともいろんな物の考え方をする

方もいらっしゃると思うのですけれども、私個人的にはもうどんどん進めて、先頭を切ってやっていただきたいと思いますので、その辺の気持ちというか、こちらで施政方針でも述べていらっしゃると思いますが、もう一度ちょっと町長の心意気というか、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

中野地区復興産業拠点についての自分の気持ちというか、心意気を示せというふうなご指摘ですが、まさに双葉町の産業復興拠点のということで、双葉町の存続、双葉町が今後地方自治体として存続しているかどうかということにもかかわる、直接的にかかわる事業エリアだと思っております。そういったことで、先ほど議員各位からもご指摘ありました一般財源の確保も含めて、この取り組みというのはどんどん進めていかななくてはならないというふうな思いでありますので、議員の皆さん方にもぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） それでは、2番目の双葉町内の基礎インフラの復旧状況についてご質問させていただきます。

双葉町復興まちづくり計画（第二次）を実行していく中で、基礎的なインフラの復旧は重要であり、それが進まなければ町民の帰還意欲につながらず、復興の足かせになるのではないかと危惧しております。そこで次のインフラ整備・復旧状況と、いつから使えるようになるのか、今後の見通しについてお伺いいたします。

（1）、復興インターチェンジや町内の道路について。

（2）、上水道・下水道について。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町内の基礎インフラの復旧状況について。インフラの整備・復旧状況と、いつから使えるようになるのか、今後の見通しについてのおただしであります。まず（1）の復興インターチェンジや町内の道路についてですが、復興インターチェンジは事業用地取得のめどがついており、今後は平成31年度末の供用開始に向けてネクスコ東日本の工事が本格化してまいります。復興シンボル軸として位置づける、復興インターチェンジから中野地区復興産業拠点へのアクセス道路も平成31年度末の供用開始を予定しており、今年度までに基本設計を終え、平成29年度は実施設計や地権者交涉及び町道部分の県道移管に向けた手続を県が行う予定です。なお、これらの整備に伴い、町では町道鴻草寺松線など補助幹線となる路線を復旧させる予定であり、新年度予算に測量設計委託経費を計上しているところです。

このほか、環境省が整備する道路に、町道山田郡山線、町道高万迫取付1号線及び農道原田前田線があります。町道山田郡山線については、平成31年度ころの供用開始を目指して改良工事を行うものであり、今後町が環境省と連携しながら地権者との個別交渉に入っております。町道高万迫取付1

号線については、工事上の課題となっていた電柱移設のめどがついたところであり、平成29年度末に復旧を終える予定です。農道原田前田線については、平成32年度ころの供用開始を目指しており、未改良部分については用地取得を進めていく計画であります。

次に、(2)、上水道・下水道についてですが、上水道については、双葉地方水道企業団と連携し、まずは中野地区復興産業拠点の供用開始に合わせて、平成32年度までに同拠点で使用可能となることを目指しており、平成29年度から渋川・中田間約2キロメートルの配水管復旧工事を実施します。中野地区復興産業拠点への配水体制整備後、住む拠点であるJR双葉駅周辺地区に使用可能エリアを拡大していく考えであります。

下水道については、復興を見据えた全体構想を策定中であり、将来の財政負担にならないよう、最適な汚水処理方式を採用する考えであります。

現時点の基礎的なインフラの整備・復旧状況や見通しは以上のとおりですが、町としましては、早期整備に努めることはもとより、帰還意欲向上を図るためにも、今後とも節目節目で町民の皆様には状況等を周知してまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 前の議員さんからもちょっと話が一部出ていましたけれども、今の計画でいきますと、先ほどちょっと津波の話、道路の一般の位置と関連しますけれども、県の事業ですけれども、今は平成30年ごろ完成するという話をしています、海岸堤防のほうは32年ごろの完成ということで、今のご説明ですと町の復興シンボルの整備としては、道路のほう、復興インターチェンジのほうは31年と、この辺の時系列なのですけれども、海岸堤防というか、道路をまずかさ上げするというのが初めにあって、復興インターチェンジで最終的に海岸堤防という流れになっているようなのですが、ぜひとも今の上下水道もあわせてなのですけれども、何年何年という話をいただきましたが、32年という話もありましたけれども、ぜひともスムーズに、早目にちょっとそういう整備を実施していただきたいのと、あと私も中間貯蔵の環境安全委員会のほうで出席させていただいて、その環境安全委員会でも話をさせていただいていますが、その道の整備、今後のその中間貯蔵も絡めていうと、道路の復旧というのがかなり重要だと思っております。なので、ぜひとも遅れることなく、計画してもいろいろ地域の方の土地の交渉とかそういうのでいろいろ時間はかかる可能性はあるのですけれども、ぜひともその計画に沿って、本当に先ほどの質問と同じようになってしまいますが、早目に実施していただきたいと考えておりますので、町長いろんな一般質問で質問させていただいていますが、そういうもう一度その計画に寄り添った、別にその年度を決めてもいいのですけれども、それより早くても逆にいいのではないかとこの考えも私個人的には思っていますので、ぜひともそのいろんな連携、国、県にいろいろお願いしている面もあると思うのですけれども、ぜひとも少しでも事業が早く進むように要望とかされるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

今、年度の件でございますが、今申し上げました町道山田郡山線、町道高万迫取付1号線及び農道原田前田線、そういったものの早期につくることに関して、もっともっと前向きな取り組みをしなさいというふうなご指摘だったように思います。当然町としましても、事業計画そのものが早く進むことが復興の町民の皆さんに対する期待にも関係してくるというふうに考えておりますし、そういう取り組みはしていきたいと思っております。

また、先般議員からも質問ありましたこの津波被災地域、この地域における津波被害の懸念については、海岸堤防、海外防災林の早期完成を県に求めるとともに、国、県に対して防災対策の一層の徹底を求めていく考えであります。また、復興産業拠点に整備する各施設についても、津波防災対策を講じていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 済みません。ちょっと1点、下水道の件で質問抜けてしまって申しわけないのですが、下水道はまだ双葉町としてもかなり残っているので、そういう意味で先ほどもちょっと答弁いただきましたけれども、そのコンパクトな、ぜひとも余りお金をかけないでやっていただけるかどうか、ちょっと再々質問でお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

下水道の件に関しましては、復旧してその従前の下水道の設備を使ったほうがいいのか、また新たな別な方法をとったほうがいいのかということも今検討中であります。下水道については、復興を見据えた全体構想を策定中であり、将来の財政負担にならないよう、最適な汚水処理方式を採用するというふうな考えであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。

双葉町への帰還環境の整備について。双葉町復興まちづくり計画（第二次）では、避難指示解除準備区域である中野・両竹地区を働く拠点、浜野地区を発信拠点と位置づけた上で、住む拠点はJR双葉駅周辺としておりますが、町への帰還を進める上では、中野地区復興産業拠点だけではなく、住む拠点となるこの地区の早期整備が必要不可欠です。JR双葉駅周辺の区域は、放射線量はかなり低減しているものの、引き続き帰還困難区域となっておりますが、町は今後いつ、どのように整備を進めていくつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町への帰還環境の整備について。JR双葉駅周辺の区域について、放射線量はかなり低減しているものの、引き続き帰還困難区域となっているが、町は今後いつ、どのような整備を進めていくつもりなのかとのおただしであります。現在帰還困難区域の復興・再興に

向けた環境整備を可能とするため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案が国会に提出されております。その法律案によれば、市町村が帰還困難区域内に、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域（特定復興再生拠点区域）を設定し、国の認定を受けることにより、帰還困難区域内であっても、除染・インフラ整備などの事業を行うことができるようになるとされております。

町としましては、このような新たな枠組みによる復興事業に、可能な限り早く着手できるよう、まずは平成29年度のなるべく早期に、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の記載内容を踏まえ、JR双葉駅を中心とする区域を、可能な限り広く特定復興再生拠点区域として認定するよう国に求めるとともに、国の認定を受けるその整備計画の中で、スケジュールについてもお示しできるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） るる質問いろいろしてしまして、これも関連がありますけれども、やっぱりその平成29年度のなるべく早い早期にと、特定復興再生拠点区域という表現でしたけれども、これも全て関連しているわけなのです。やっぱり産業拠点も重要ですけども、住む拠点も重要なので、ぜひともこれも同じような質問になって申しわけないのですけれども、その29年もうすぐ来ますが、ぜひとも具体的にはスケジュールまだ見えていないと思うのですけれども、やっぱり住むところも産業拠点のためには重要なので、今計画は余りないのかもしれないのですけれども、一日も早くという言葉がいいのかどうかちょっと何とも言えませんけれども、ぜひとも早く進めていただくような考えはあるのかどうか、質問したいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

この駅西地区の現在除染を行っている町としての住民が居住できる復興拠点の構想というふうな考えでおります。当然住民の皆さんの理解がないまま、その計画を進めるということはできませんし、住民の理解を得ながら進めていくというふうな考えです。当然スピードアップはしなくてはなりませんけれども、人が戻って生活できるということは、非常にこの事故の場合は、まず健康面での対応というのが一番大切だと思っております。そういった戻ってきた住民の皆さんが健康被害のないような除染の徹底であり、インフラの復興・再生であり、そういったものがきちっとできるような取り組みをしながら、でき得る限りの努力を町としてしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） それでは、最後の生活サポート補助金について質問いたします。

平成28年度から支給が始まった生活サポート補助金については、高齢者・要介護者の方などを中心に、使いやすいメニューが少なく、使うための手続がわかりにくいとの多くの声を聞いております。町として制度の改善に向けて、国等に対して今年度はどのような取り組みを実施したのか、また来年

度以降はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、生活サポート補助金について。今年度から始まった生活サポート補助金の高齢者・要介護者等を中心とした使いやすいメニュー等の検討について、今年度の取り組みと来年度以降の取り組みについてのおただしであります。今年度から始まった生活サポート補助金制度は、これまで全国的に見ても例がなく、大熊町との共同事業として年代各層に対応できるよう検討を重ね、国とも協議の上、制度が構築され、実施に至ったところであります。

しかしながら、議員ご指摘の高齢者や要介護者の方などを中心に、使いやすいメニューが少ない、もっと簡易な手続ができないのか等のご意見、ご要望は、昨年実施した制度説明会の折も多く寄せられました。

そうした中、生活サポート補助金の見直しの件については、私から伊藤環境副大臣への直接要望を初め、議員の皆さんによる高木原子力災害現地対策本部長への要望、事務レベルでの環境省との両町担当で調整を重ねた結果、1つ目に介護施設等入所に関する費用の支援として、介護保険施設の入所者または65歳以上の医療療養病床に入院している方の支援として、1カ月1万2,000円を補助対象費用としてメニューに追加する。

2つ目として、福島県産品の購入費用について、従来の1人当たり5万円の補助上限額を撤廃するというメニューの追加及び変更に至り、平成29年度より実施することになりました。

今回の改正で問題点が全て解消するとは考えておりませんが、来年度は個別説明会や戸別訪問を実施予定であり、その中で未申請者の申請手続のサポートを図っていく考えであります。一括給付のできない、支出の実績に応じた枠組みの中での補助制度という高いハードルではありますが、引き続き来年度以降もよりよい、使いやすい補助制度となるよう国との協議を続けてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 一番最初、私ども議員もサポート補助金については、最初は電車の領収書とか出してくださいとかいろいろあって、その全協の場でもいろいろ議論させて、今の制度に至っているということは理解しておりますが、今ほどありましたその1カ月1万2,000円。あとは福島県産は5万円は撤廃すると、29年度。大熊さんもあるので、なかなか難しいかとは思いますが、さらにはその手続について、そういうメニューはいいのですけれども、やっぱり手続の仕方もなかなか難しい方もいて、例えばひとり暮らしでそういう施設に入られている方。役場職員の方にそれを全部やらせるというのは、なかなか厳しいかとは思いますが、やっぱり今年度の制度でいうと、2年間くらい猶予があったようなのですけれども、やはりその未申請の方にそういう制度のもう一回説明とか、そういうのも丁寧に、やっぱりぜひともいい方向に行くよう、未請求者がいないほうが一番いいと思うのでそういう制度ですので、ぜひともそういう取り組みを今後とも継続してやっていた

だきたいと思っております。

私個人的にいろんな方からそういう話も承っているし、特に高齢者の方ですか、そこにこんなことを言っただけでは失礼ですけども、10万円分本当に行き渡るように、町として引き続きいいメニューも含めてですけども、やっていく考えがあるかどうか、再質問でお願いします、答弁を。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

このサポート生活補助金に関しまして、何度かお話しさせていただいておりますけれども、この制度そのものが非常に使い勝手の悪さということは説明会の中でご指摘いただいております。それを少しでも改善するための取り組みとして、今回2点ではありますけれども、改善をさせていただきました。

また、来年度はそういった請求をできなかった方、もしくは請求をしなかった方も含めての個別説明会や戸別訪問を実施予定でありますし、その中で未申請者の申請手続きのサポートを図っていく考えであります。引き続き来年度以降もよりよい、使いやすい補助制度となるよう国との協議を続けてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 引き続き、もう国にそういう活動を継続されるということですので、先ほどちょっとおっしゃってましたその何か高いハードルとか、制度そのものをやっぱり改善できるものがあるならば、ぜひとも引き続き国に言って、大熊さんと一緒にやっていくことをお願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） お昼まで1時間は残っておりますが、このまま継続してよろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、このまま継続させていただきます。

通告順位4番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

2番、石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） ただいま議長のほうから一般質問の許可をいただきました石田翼であります。通告順位は4番でございます。まず、要旨に従いまして質問をしたいというふうに思います。

1番目、双葉町復興拠点について。中野地区が復興産業拠点として計画されています。この地区は、東京電力廃炉作業にかかわる就労者の集まる拠点としても視野に入れて、双葉町の北の玄関口として取り組んでみてはいかかと思うが、町長の考えをお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 石田翼議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町復興拠点について。中野地区復興産業拠点について、東京電力廃炉作業にかかわる就労者の集まる拠点としても視野に入れて、双葉町の北の玄関口として取り組んでみてはいかがとのおただしであります。中野地区復興産業拠点は、福島第一原子力発電所に最寄りの研究・産業拠点であり、議員ご指摘のとおり、廃炉に関係する作業の実施や原子力関係の研究、また廃炉関係の技術者の研修・養成等を行う上で、世界でも類を見ない立地環境であると考えております。町としても、中野地区復興産業拠点のこのような特殊な立地環境を活かし、中野地区が廃炉技術の最前線基地として発展し、町の復興を牽引していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 答弁ありがとうございます。町長の施政方針にもありますとおり、大変立派な方針が組み込まれているわけですが、そんな中で2期目の町長のスタートということで、双葉町町民の皆さん方が大変期待をしているところでありますので、ぜひとも新たな一歩、さらに前進ということ強くお願い申し上げまして、2番目のほうの質問に入りたいと思います。

町民のきずなの維持発展についてということでございますが、東日本大震災・東京電力災害から6年を迎え、過ぎたわけではありますが、町民の皆さんのさらなるきずなの向上と双葉町の帰属意識の取り組みとして、かつての町民号というのがございました。その復活が一つの有効な手段としてというふうに思いますが、町長の考えとしてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、町民のきずなの維持発展について。町民のきずなの維持発展についてのおただしであります。町民のきずなの向上と双葉町への帰属意識を高めるための一つの方法として、町民号を復活させることも有効なことであると考えます。平成28年度には、震災後初めてとなる敬老会を開催いたしました。参加者からは、「歓談の時間を長くしてほしい」、「町民の交流の機会を多く設けてほしい」などの意見をいただいております。その意を酌み、何か策がないかいろいろ検討しているところであります。

しかしながら、町民号については、町民の皆さんが全国に避難されていることもあり、参加者の避難先から集合地点までの交通手段や安全の確保、緊急時の対応など、実施に当たって配慮しなければならないことが多々あり、問題点を整理し、対策を講じていく必要があります。

町民号の実施については、今後とも検討を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） ありがとうございます。今後ともそういう取り組みはぜひ検討していただきたいというふうにお伺いを申し上げまして、3番のほうに移りたいと思います。

ライブカメラの増設についてということでございますが、現在双葉町には14個のライブカメラが設



置されております。大変皆さん便利に見ては、ふるさとを思い出しているものと思われま。一時帰宅の交通手段を持たない町民の皆さん方が、ふるさとをより身近に感じていただくためにも、ライブカメラの増設の考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、ライブカメラの増設について。現在双葉町内に設置されているライブカメラの増設についてのおたしであります。このふたば広域ライブカメラ事業は、双葉地方広域市町村圏組合が事業主体となり、県補助事業「ふるさとふくしま帰還支援事業」を活用し、双葉郡内各町村にライブカメラ134基、気象計16基を設置し運用されております。

議員の質問にもありますように、タブレットやインターネットで「ふるさとのいま」をリアルタイムに届けることで、「いつでもふるさとが見える」安心感を提供するとともに、なかなか町内に立ち入りできない町民の方々がふるさと双葉町をこの映像で懐かしく思われるなど、大変有効に活用されているものと感じております。

しかしながら、このライブカメラ事業は、県補助事業で実施されており、現在のところ平成29年度は継続されるものの、平成30年度以降は未定で、郡内町村間においても帰還困難区域継続中の自治体と避難解除された自治体との温度差があり、避難解除の自治体では費用対効果で補助事業以外であれば事業廃止との考えがあり、事業の存続が課題となっております。

このような事業の存続自体が厳しい中ではありますが、設置目的・趣旨の住民の帰還を支援し住民一人一人の不安の解消と安全・安心を確保するに鑑み、復興事業として特定財源に依存している町財政としては、一般財源での運営が大変厳しいところではありますが、今後も避難生活が続く当町にとっては、事業の維持継続を切に要望するとともに、他の補助事業との組み合わせ等も視野に、今後の復旧復興事業の進捗に伴い、町内立ち入り者の増加が予測されるため、防犯防災の観点からも増設も含め検討したいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 答弁ありがとうございます。ただいま大変一般財源を使った中での対応ということになるということですが、現在全行政区の中にライブカメラが一カ所もないという、そういう行政区もあるみたいなのです。そういった観点から、できればその増設ができないかというお伺いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時23分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成29年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年3月17日（金曜日）午前9時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第 4号 専決処分の承認について  
専決第 1号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第 5号 平成29年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 6号 双葉町福島再生加速化交付金基金条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 8号 双葉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 双葉町公共用施設維持基金条例の廃止について
- 日程第16 議案第19号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の廃止について
- 日程第17 議案第20号 双葉町駅西地区整備基金条例の廃止について
- 日程第18 議案第21号 双葉町町道山田郡山線整備基金条例の廃止について
- 日程第19 議案第22号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第23号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第24号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第25号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第26号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第27号 平成29年度双葉町一般会計予算

- 日程第25 議案第28号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成29年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 請願審査報告  
請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第32 議案第34号 双葉町教育委員会教育長の任命について
- 日程第33 議案第35号 監査委員の選任について
- 日程第34 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第36 議員派遣の件  
閉 会

○出席議員（8名）

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形彰宏君 | 2番 | 石田翼君   |
| 3番 | 羽山君子君 | 4番 | 高萩文孝君  |
| 5番 | 菅野博紀君 | 6番 | 清川泰弘君  |
| 7番 | 岩本久人君 | 8番 | 佐々木清一君 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|  |        |
|--|--------|
| 町長                                       | 伊澤史朗君  |
| 副町長                                      | 金田勇君   |
| 教育長                                      | 半谷淳君   |
| 総括参事                                     | 武内裕美君  |
| 秘書広報課長                                   | 板倉幸美君  |
| 総務課長                                     | 舶来丈夫君  |
| 復興推進課長                                   | 平岩邦弘君  |
| 戸籍税務課長                                   | 井戸川陽一君 |
| 産業課長兼<br>農業委員兼<br>農事業務局長<br>コミュニティセンター所長 | 志賀睦君   |
| 建設課長                                     | 猪狩浩君   |
| 住民生活課長                                   | 松本信英君  |
| 健康福祉課長兼<br>青年婦人会館長                       | 橋本仁君   |
| 生活支援課長                                   | 志賀公夫君  |
| 会計管理者                                    | 山本一弥君  |
| 教育総務課長兼<br>総務係長兼<br>学校教育係長               | 高橋秀行君  |
| 代表監査委員                                   | 五十嵐一雄君 |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記   | 高橋春枝 |

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第4号から日程第30、議案第33号までは、全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第4号 専決処分の承認について、専決第1号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第5号 平成29年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第6号 双葉町福島再生加速化交付金基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決



○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第7号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第8号 双葉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第12号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第13号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第14号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第15号 双葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第16号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第17号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第18号 双葉町公共用施設維持基金条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第19号 双葉町公共用施設事業運営基金条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第20号 双葉町駅西地区整備基金条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議案第21号 双葉町町道山田郡山線整備基金条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。



お諮りします。議案第21号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第22号 平成28年度双葉町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費、15ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第23号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第24号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第22、議案第25号 平成28年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第23、議案第26号 平成28年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第24、議案第27号 平成29年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。5ページです。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 44ページ、第3款民生費。

7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 52ページの委託料の家屋被害……

○議長(佐々木清一君) マイクを上げてください。

○7番(岩本久人君) 認定調査委託料ですけれども、昨年12月の質問でもいたしましたのですけれども、震災からもう6年がたっておりまして、調査がなかなか進まないというところがあると思うのですが、今回平成29年度、倍の予算をとっておりますけれども、なかなか、あくまでも自然災害の被害



認定ということで、家屋も経年劣化で認定が難しくなっていると思うのですが、今後解体、除染が拡大する中で、スピードアップをさせるためのこの町の対策というものを考えているのかどうか、質問いたします。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） ただいまの岩本議員のご質問についてご説明申し上げます。

今回予算説明書のほうにも書いてありますとおり、一般分と公営住宅分に分けて、町全体の家屋の調査、こちらのほうをできるだけ多くやるということで、一般分につきましては戸籍税務課のほうで、そして公営住宅分については総務課のほうでやるという予算を、前年と比べ大規模な形でスピードアップにつながるように努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） スピードアップをさせるということですが、あくまでもこれ家屋認定調査は申請型という形になっていると思うのですが、町の広報等では調査を希望される方には、複数年にわたっても全て調査しますというようなことで書かれてはいるのですが、町としても優先的に全壊あるいは大規模半壊等の家屋の所有者に対して家屋調査をしていただけるような、そういう促すような対策を講ずるような考えがあるのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のようなことに関しまして、なお周知徹底してやっていきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費、55ページからです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費、60ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費、64ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費、69ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費、83ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第25、議案第28号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。9ページからです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第26、議案第29号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。4ページ。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第27、議案第30号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。5ページ。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第28、議案第31号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。4ページ。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第29、議案第32号 平成29年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。7ページ。  
第1款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金、13ページ。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決いたします。  
この採決は起立によって行います。



お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第30、議案第33号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページ。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。5ページ。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第31、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について報告を願います。

産業厚生常任委員長、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 産業厚生委員会の報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の請願について、3月14日委員会を開催し審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願趣旨にあるように、現在の福島県最低賃金は、平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」で引き上げが示されました。また、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、毎年年率3%程度を目安として、全国加重平均1,000円を目指す目標が掲げられていますが、県の最低賃金は時間額726円で、平均19年から9年間、全国水準31位と、政府が目指す全国加重平均から見ても極めて低い水準であります。

内需拡大や日本経済のデフレ脱却を図り、持続可能な好循環、さらには平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げの影響を考えた場合、非正規労働者が持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税引き上げ分を考慮した最低賃金の引き上げが必要であります。

本県の復興をより加速的に推進される上でも、最低賃金の引き上げによる一定水準賃金確保による労働力の確保、さらには若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上でも非常に重要であり、また一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早期に

行い、発効日を早めるべきとの委員の一致した意見であります。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付した請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第32、議案第34号 双葉町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第34号 双葉町教育委員会教育長の任命についてであります。半谷淳氏より、平成29年3月31日をもって辞職したい旨の申し出を受け、任期途中ではありますが、退職を承認したところであります。

新たな教育長としましてご提案申し上げる館下明夫氏は、昭和58年4月に福島県教育委員会に入職、以後県内の各小中学校教諭、教頭を歴任され、平成26年4月からは相馬市立玉野中学校長を務められております。館下氏は、長年にわたり教育行政の現場で活躍され、教育に関する専門的事項についての豊富な教養を有しており、今後の双葉町の教育行政を推進していくためには必要な人材であり、町民の皆さんの期待に応えて教育行政の進展に貢献していただけるものと考えております。

よって、館下明夫氏を教育長として任命することについて、議会の同意を賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時45分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第33、議案第35号 監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第35号 監査委員の選任についてであります。五十嵐一雄氏より、平成29年3月31日をもって辞職したい旨の申し出を受け、任期途中ではありますが、退職を承認したところであります。

新たな監査委員としましては、ご提案申し上げる石川雄彦氏は、ふたば農業協同組合に長らくお勤めになられ、総務部長、参事、信用担当常務理事などの重責を果たされました。人格は高潔であり、経歴と人柄から監査委員として最適任と考えております。

よって、石川雄彦氏を監査委員として選任することについて、議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前10時49分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第34、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 提案理由の説明を申し上げます。

本日の本会議において請願が採択されましたので、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、福島県最低賃金は、平成19年から9年間、全国水準で第31位と極めて低い水準となっております。平成25年に政府が決定した基本方針、日本再興戦略で最低賃金の引き上げ意向が示され、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、毎年年率3%程度を目安に引き上げを行い、全国加重平均1,000円を目指す目標が掲げられています。

また、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げや物価上昇などを考慮した引き上げが必要であります。

本県の復興をより加速的に推進させる上でも、最低賃金の引き上げは労働力の確保、若年層の県外流出の歯どめからも重要であり、一般勤労者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金改定諮問時期を早期に行い、発効日を早めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。意見書については、皆様に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第35、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長（佐々木清一君） 日程第36、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成29年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時54分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                      菅 野 博 紀

署名議員                      清 川 泰 弘